

第9回木曾川水系流域委員会速記録

日時：平成19年11月22日（木）

9時30分～12時45分

場所：メルパルク名古屋 2階 瑞雲西の間

1. 開会

事務局（浅野） 大変お待たせしました。第9回の木曾川水系流域委員会をこれから始めたいと思います。

本日は、先生方、急遽この時期に委員会をもう1回行うということになりまして、大変お忙しい中、どうもありがとうございました。日程調整をつけていただいて、本当にありがとうございました。

それでは、今日は、委員の出欠でございますが、寄藤委員と小尻委員、大野委員が御欠席でございます。それから、三宅委員と小出委員におかれましては、おくれるということで聞いております。よろしく申し上げます。

それから、会場の皆様方をお願いいたします。

カメラ等の撮影につきましては、委員長の挨拶までとさせていただきます。

また、受付で配付しました委員会資料の資料-1に入っている「木曾川水系流域委員会の運営について」をお読みいただき、議事の進行に御協力をお願いします。

それでは、委員ですが、御紹介はお手元の配席表でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2. 挨拶

事務局（浅野） それでは、開会に当たりまして、河川部長の方から挨拶をお願いします。

事務局（細見） 9回目の流域委員会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日、河川整備基本方針が官報に告示されまして、正式に決定されたところでございます。御案内のように、木曾川では同時並行的に整備計画の策定に取り組んできたわけでございまして、4回のふれあい懇談会、そして4回の行政関係の策定説明会、そしてこの流域委員会で、原案の前に反映できるところは事前に反映していこうということで進めてまい

りました。

その間、大変多くの意見をちょうだいできました。そして、中には大変貴重な御意見もちょうだいできまして、私どもの自己の再チェックができていったこと、本当にありがたいことをごさいます、この場をかりて感謝申し上げたいと思います。

本日は、主に 3 点御議論を深めていただいて、御意見をちょうだいできればと考えております。

1 つ目は、ふれあい懇談会では、本日御議論いただきます木曾川水系連絡導水路に論点は絞られたように思いましたので、しっかり御議論、御意見をちょうだいしたいと思います。

それから、2 点目ですけれども、行政関係の検討会で、この流域委員会ではあまり議論いただいておりませんが、長良川の遊水地が論点として浮上しております。それにつきましても議論を深めていただいて、御意見をちょうだいしたいと思います。

3 点目でございますが、整備計画原案の案ということで、逐次、皆様方の御意見を反映させていただいて、加筆、修正等を繰り返してまいりました。私どもの思考回路がよくなったかどうか。そして、その思考回路に基づいて導き出した判断が総合的に見て妥当なものかどうか、しっかり御意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。

事務局（浅野） どうもありがとうございました。

3. 議事

- (1) 第 8 回木曾川水系流域委員会議事要旨の確認
- (2) 木曾川水系大規模事業（木曾川水系連絡導水路）
- (3) 意見聴取の取り組み
- (4) 木曾川水系河川整備計画原案（案）
- (5) その他

・今後の予定

事務局（浅野） ここからは辻本委員長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

辻本委員長 おはようございます。

前回の委員会からあまり日がたっておりませんが、前回の委員会でぜひもうちょっと議論をしたいということを申し入れたところ、本日の委員会を早速準備いただきました。あ

る意味では少し時間も置いてということもあるかもしれませんが、この段階では、結構委員もかなり頭の中に木曾川の整備のことに関するいろんな考え方とかが占める割合が多くなってきて、むしろ時間を置いて、そういうものがまたあせてきた中で、また招集というのも何かと思ひまして、この時期は非常に効果的に詰めて議論する時期だと判断しまして、少し時間が狭い中での開催になります。最後の詰めだというふうなことでございます。

最後の詰めと言ひましても、本来、整備計画の原案が示されて、それから本番、原案に対して意見を述べる、あるいは公聴会なり住民の意見を聞かれる予定になっていますし、また、行政とのさまざまな打ち合わせもされると聞いています。その前段階ですが、その前段階としてきちっと意見を述べるという今回の流域委員会の1つのことを想定してやってきたわけでございますので、この時期はひとつの詰めということになるかと思ひます。

それから、今お話しいただきましたように、前回委員会で言ひましたことは、この整備計画には大きな事業が位置づけられるということで、その審議をやはり慎重に十分にやりたいということと、それから、そういう議論を中心に最近やってきています中で、やはり原案についても少ししっかり目を通した意見をいただきたいということ。それに加えて、今回の流域委員会は学識者で構成されてまして、事務局の方で住民の意見を聞く仕組みと、行政の意見を聞く仕組みを別に持たれて、事務局の中でそれを融合して案をつくっていかれます。

ただし、行政がどんな調整段階にあるのか、あるいは住民からどんな意見が出ているのかということ、流域委員会という学識者といひますか、専門家の集まりの中でも聞かせていただいて、そういう背景の中で我々も意見を述べる、あるいは我々の意見をくみ上げていくということに当たって非常に重要だと思ひます。

前回でも意見聴取については詳しく説明されましたけれども、なおかつ、どこが問題点で、それに対して事務局がどう考えているのかということ、少し突っ込んで整理いただきたいということを申し入れましたので、先ほど部長がおっしゃったような3つのポイントが本日の議題になっております。

限られた時間ですが、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

それでは、議事に入る前に、事務局の方で配付資料の確認をお願いできますか。

事務局（山口） おはようございます。河川計画課長の山口です。今日もよろしくお願

いたします。

では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料 - 1 といたしまして、いつものとおり議事次第、配席図、出席者名簿、「木曾川水系流域委員会」の規約、整備計画の進め方、流域委員会の運営について、また、流域委員会意見シートを一式つけさせていただきます。

そして、資料 - 2 につきましては、先回の流域委員会の議事要旨の(案)ということでつけさせていただきます。

資料 - 3 につきましては、横になったものを置いてますけれども、木曾川水系の大規模事業ということで、木曾川水系連絡導水路の説明資料になっております。

あと、資料 - 4 - 1、4 - 2、4 - 3、4 - 4 ということで、ふれあい懇談会や住民の皆さん、また行政からの意見の状況及び、長良川における遊水地等の整備についてということになっております。

あと、資料 - 5 につきましては、本日お配りしていますように、河川整備計画原案(案)ということでお配りをさせていただきます。

最後に、資料といたしましては、今後の予定ということで、資料 - 6 をつけさせていただきます。

このほかに、参考資料につきましては本当にボリュームがありますので、委員の方のみの配付にさせていただきます。傍聴の方は、参考資料をつづったファイルを会場の後ろの机に2部置いておきましたので、それをごらんいただきたいと思います。

また、附図、皆様からいただいた御意見に対する考え方の一覧表、また、本日部長からありました基本方針の本文、あと、流域委員会でいただいた御意見、また、関係自治体からいただいた御意見に対する考え方に関しましては、委員の方は机の上に、傍聴の方におかれましては後ろの机に置いてあります。

基本方針につきましては、整備計画のホームページの方に本日より公開させていただきますので、またごらんいただければと思います。

また、流域委員会の意見書をいただいているところでございます。委員の皆様へは、事前にメール等で送らせていただいているところでございますが、机の上にも置かせていただいております。傍聴の方におかれましては、後ろの機の参考資料の中にとじてあります。

また、「徳山ダムをやめさせる会」からいただいた御意見のうち、木曾川水系連絡導水路

の問題点について、その御意見と、御意見に対する考え方について、本日の大規模事業の審議に関することから、お手元に置いてあります住民の皆様からいただいた意見に対する考え方のつづりからコピーして、机の上に置かせていただいております。

以上です。不足等ありましたら、お知らせください。

辻本委員長 かなりの資料がございますし、参考資料のファイルというのは、特に大きなものがあって、なかなかこの委員会の途中では見れないということもあるかと思えますけれども、項目によっては参考にさせていただくということで準備いただいております。

委員会が終わってからも、また見れる機会があるかと思えますし、委員の方々には送付いただけるので、またお目通しいただきたいと思えます。今日は、委員会の途中での参考で見ただけのように、机の上に準備いただいております。

御意見が出ている中で、参考資料がどれかということになるかと思えますけれども、そのときに不足がありましたら、今チェックできてなくても、また事務局の方でお手元に届けられると思えます。よろしく願います。

それでは、議事の中に入っていきたいと思えます。議事次第の中に本日の議題がまとめられていますけれども、まず、(1)第8回、前回の流域委員会の議事要旨の確認ということで、事務局の方から御説明をお願いします。

事務局(山口)では、よろしく願います。資料-2の方につづらせていただいております。

先回、11月6日開催させていただきました内容につきまして取りまとめたものでございます。

今後の進め方、また、意見聴取の取り組み、河川整備計画原案(案)これは当時の段階のものでございますけれども、それプラス大規模事業ということで、新丸山ダム、木曾川水系連絡導水路に対していただいた意見を列挙させていただいております。

最後、その他のところでは、一応今回この22日に追加開催させていただくことになりました流域委員会について述べさせていただいているところでございます。

各委員の方には事前にお送りさせていただきました、内容等、一たん御確認はしていただいているところだとは思いますが、特段誤植なり、間違いなり等ありましたら、事務局の方にいただきたいと思えます。

もしこの形でもよろしければ、議事要旨(案)の「(案)」をとらせていただきまして、議事要旨ということで確定していきたいと思えますので、よろしく願います。

辻本委員長 ありがとうございます。

この委員会では、例えば議事の(3)以降に書かれていますように、整備計画をつくっていく中での考え方、あるいは本文そのものについて御意見いただいたものが、それぞれの成果です。それが次の委員会で、新しい修正された案にどんなふうに生かされているのかということを繰り返してきたことになっています。

ということで、1回1回そういうところについて、皆さんの意見のどの部分がどんなふうに反映されるかということ、この委員会から指示して修正していただいているわけではなくて、さまざまな意見をぶつけて、それが次回の修正案で、また皆さんで確認するという形になっていますので、確認という形にはなっていないんですけども、前回については、議事の(2)については、意見というよりも、そういう形で進めてきたものですよということ、私の方で取りまとめてお話しして確認いただいたことになっております。これだけが確認というふうな話になっています。

ほかの御意見については、御意見が出たものの、どれを生かすべきだとか、どれを修正案の中に盛り込むべきかということについては、委員会では特に確認し合ったものはございません。今回修正された案を見て、それについて、また御意見いただければありがたいと思います。

この議事要旨について、何かお気づきの点とかコメントとか、あるいは意見ありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、大分議事がございますので、本日議論したい1つ目、木曽川水系で予定されている大規模事業、木曽川水系連絡導水路が中心になりますけれども、それについて前回は議論させていただきましたけれども、なお議論に必要な背景とか、そういうものについて幾つか御質問も出ましたので、その辺も踏まえて事務局から説明を受けた後、この議題について少し議論いただきたいと思います。

じゃ、事務局の方で御説明をお願いします。

事務局(笹森) おはようございます。河川環境課長の笹森でございます。説明させていただきます。

今日の資料につきまして、基本的に徳山ダムからの連絡導水路について、計画の概要のおさらい、それから、計画論としての流況改善について、それと、前回の流域委員会でも御質問のありました水需給計画のフルプランについての考え方の概要、それと、平成6年

という渇水における地域の問題点、それと、その対応の必要性。導水路があればどのような効果があるかということ。それと、水質等の問題、異なる河川から水を持ってくるということで、その水質等への影響、環境への影響、そういうものについて、今回資料としてまとめてきましたので、説明させていただきます。

まず、最初のページでございますが、これまでも何度も示させていただいているんですが、徳山ダムの容量配分と、それを揖斐川への補給、それから、木曽川、長良川へ導水路を通じて水を持ってくるよう、それを示した図でございます。

それから次のページは、それを平面的にどのような流量で持っていくかということで、上流ルートで $20\text{m}^3/\text{s}$ を長良川まで持ってきて、そこから分割しまして、上流部では $15.3\text{m}^3/\text{s}$ 、長良川を $4.7\text{m}^3/\text{s}$ 流下させて、下流部で $4.7\text{m}^3/\text{s}$ を木曽川に入れるという分割案で考えているということでございます。

次の導 - 4 ページでございますが、宇宙からの写真に導水の大まかなルートを赤い線に入れていますが、濃尾平野に隣接する山間部を通していくという上流ルート。それから下流部で、木曽川と長良川が隣接する地点で、水をパイプラインで乗り越えるルートを考えている資料でございます。

5 ページ目からがこの導水路計画の考え方の説明でございますけれども、まず、木曽川における水資源開発ということで、川に必要な流量を残した上で水資源開発を進めていくということで、その取水制限流量ということで、今渡 $100\text{m}^3/\text{s}$ 、それから、成戸 $50\text{m}^3/\text{s}$ というのを決めて、水資源開発を進めてきたという歴史があるということでございます。

次の6ページ目で、この左側の図の水色の線が既得用水取水後の河川流量ということで、この流量を河川環境の維持、それと新規利水開発に使うということでございます。成戸地点でいきますと、河川維持流量を $50\text{m}^3/\text{s}$ というふうに定めておりまして、同じく貯留及び取水制限流量にもなっておりますけれども、渇水によって河川流量がそれを下回りますと、その分について不特定補給ということで、維持流量は回復していくと。

新規のダム開発につきましては、基本的に河川に流量があるときは、その水を使いますが、その維持流量以上の水、 $50\text{m}^3/\text{s}$ 以上の水を使いますが、河川流量がそれを下回るようなときにはダムから補給して、水を安定的に取水できるようにすると。

要は、この新規開発水量という空白の部分ですが、こういう状況のときには、ダムからの補給水のみを取水するということでございます。

右側の方に、この不特定補給に対する回復のための施設を書いておりますが、味噌川

ダムと阿木川ダムの不特定容量で 30m³/s まで、それから、新丸山ダムで 40m³/s まで確保。まだあと 10m³/s 残っているわけでございますけれども、この分につきましては、水利用の合理化等によって、将来的には 50m³/s まで回復していくということを考えているということでございます。

この味噌川ダム、阿木川ダム、新丸山ダムそれぞれ、この確保の目標値でございますが、これは 10 年に 1 回程度の渇水に対して補給できる能力を持っているということで、それを超える平成 6 年のような渇水時には、この不特定容量が枯渇して穴埋めできないということで、それを徳山ダムの渇水対策容量から連絡導水路を通じて水を補給して、40m³/s まで確保するという計画だということでございます。

7 ページ目が平成 6 年のときの河川環境の状況ということで、左側の写真にありますように、木曾川大堰の下流が、断続的でございますけれども、0m³/s まで減少し、その下流でのシジミのへい死というのが大量に発生したということでございます。

シジミの育成のために、漁協組合の方から 50m³/s の放流を維持するよう要請を受けたり、それ以外にも、いろいろ環境上の被害が出ているというところでございます。

次のページでございますが、前回も示させていただいておりますけれども、過去 100 年間の、これ日本全体ですけれども、年平均降水量の変動の図でございます。

前回もちょっと説明させていただいたんですが、ばらつきがどんどん大きくなってきている。特に最小値が、赤丸で示してございますように、だんだん最小値を更新していくような状況になっているということで、このような推移を見ますと、今後とも平成 6 年のような渇水が起きる。一番右側の 1994 年が平成 6 年でございますが、このような規模の渇水が引き続き起こる可能性は十分考えられるというところでございます。

次のページ、ページがちょっと打ってないですけれども、1/10 規模の渇水と、それを超える平成 6 年のような渇水との違いでございますけれども、左側の図にありますように、河川の流況を一例として載せたパターンでございますけれども、1/10 規模の渇水というのは、河川の流況が非常に少なくなっていくんですけども、それがある時点で回復する。異常渇水というのは、それがなかなか回復しないで、その期間がどんどん延びていくというのが異常渇水になっていくということでございます。

この連絡導水路の使い方でございますけれども、40m³/s を成戸地点で確保するわけでございますが、この 1/10 規模の渇水に対する不特定補給を全部使い切ってから 40m³/s 確保しようしますと、導水路断面が 40m³/s 規模の導水路が必要になるということで、経済性

から見て非常に不経済ということから、不特定補給、木曽川上流のダムを使い切る前に導水路から水を持ってきて、全体として $40\text{m}^3/\text{s}$ 確保していくということにすれば、導水路規模を $16\text{m}^3/\text{s}$ に抑えることができ経済的であるということから、このような導水路規模を決めていっているというところがございます。ということで、1/10 規模の湧水においても導水路を使い始めているということになります。

これをもう少し、実際の図で示したのが次のページでございまして、右側が木曽川に不特定容量を持っている3ダム、阿木川ダムに、青色の部分でございまして、6,600万 m^3 、味噌川ダムに120万 m^3 、まだ今建設中の新丸山ダムに1,500万 m^3 ということで、合計3,300万 m^3 の不特定容量を持っております。

このダムの容量が半分になった段階から、徳山ダムの湧水対策容量の水を緊急水として $16\text{m}^3/\text{s}$ 導水することによって、下の図にありますように、成戸地点の流況を最低 $40\text{m}^3/\text{s}$ まで回復するというところでございます。

薄い水色がもとの流況でございまして、それに対して、濃い青色の部分が木曽川の上流のダムから補給する分。それから、ピンク色の部分が導水路で補給する部分ということで、トータルで $40\text{m}^3/\text{s}$ 確保していくというものでございます。

その効果を11ページ目に示しておりますけれども、木曽川で断続的に河川が干上がっているということを解消する。それから、中流部でアユが産卵、繁殖しておりますけれども、それに必要な流量を確保する。それから、下流部でのヤマトシジミですけれども、塩分濃度が非常に多いと繁殖できないということで、塩分濃度を抑えるのに必要な流量ということで $50\text{m}^3/\text{s}$ が必要だということですが、そのうちの $40\text{m}^3/\text{s}$ までをまず改善していく。これによって、へい死等の影響を軽減するというところでございます。

それからあと、観光舟、日本ライン下りとか長良川の鵜飼いとかございまして、そういう影響への軽減とか、やはり平成6年でも河川の水質というのは一時的に非常に悪化しますので、そういう水質の改善を図るというような効果があるというふうに考えております。

12ページ目が、その河川の流況、もうちょっと期間を長く見たものでございますけれども、平成6年～平成7年の河川の流況でございまして、上が揖斐川の万石地点、下が木曽川の成戸地点ということで、揖斐川につきましても、万石地点で $20\text{m}^3/\text{s}$ の流量を確保するというので、揖斐川の方が、木曽川より非常に河川の流況が悪化しやすく、平成6年ですと7月～9月、平成7年もやはり8月～11月にかけて、かなり流況が悪いということが

ございまして、そういうときにもきちんと $20\text{m}^3/\text{s}$ 最低流れるようにするというふうに揖斐川の対応はきちっと考えている。

ただ、木曾川につきましては、やはり平成 6 年というのが、河川の流況が極端に悪化した年でございまして、そのときにきちんと $40\text{m}^3/\text{s}$ まで確保していくという図でございませぬ。

揖斐川の方は、徳山ダム、使った分だけ当然後でためる必要があるわけでございますけれども、貯留水源として、万石地点で $30\text{m}^3/\text{s}$ 以上の場合にのみ徳山ダムでためれることになっておりますので、それによる流量の減少というのは緑色で示した部分でございませぬが、流況の豊富なときにためているということで、基本的に低水、渇水時への影響はないと考えております。

次に、13 ページ目から水資源開発基本計画（フルプラン）の状況でございませぬ。平成 16 年に全部変更ということで閣議決定されたものでございませぬけれども、木曾川水系全体としては、平成 12 年時点での需要実績 $60.1\text{m}^3/\text{s}$ が、平成 27 年には $69\text{m}^3/\text{s}$ まで増えるという需要予測をしております。それに対して供給能力としては、近年 2/20 では、渇水時に対しては $77.3\text{m}^3/\text{s}$ 、平成 6 年のような渇水時では $51.4\text{m}^3/\text{s}$ ということで、これは平均的に取水した場合の供給能力ということでございませぬけれども、そのような安定供給量しかないということで、近年の少雨化傾向を考えると、そこで初めて需要と供給がバランスするというでございませぬ。

まず、供給能力の方でございませぬけれども、次のページにありますように、近年 2/20 の渇水に対して、水資源開発施設からの供給能力というのを再度計算して、当初の計画の開発水量に比べてどのぐらいの能力があるかというのを示しておりますけれども、牧尾ダムで 7 割、2/20 の実力値が開発水量に比べて約 7 割、岩屋ダムが約 4 割と、4 ダム合計で約半分ぐらいの供給能力しかないというところでございませぬ。

それに対して需要の方でございませぬけれども、需要の算定方法、これは全国どこでも同じ形で、基本的には需要の推計方法というのは決まっております、水道用水については家庭用水とか都市活動用水、上水道を使う工業用水、そういうようなものに分けて、特に家庭用水につきましては、給水人口、それから、1 人 1 日当たりどのぐらい使うかということで、原単位とか、あと、将来人口から水道普及率の推計して、給水人口を推計していくということで、原単位に給水人口を掛けて、将来の使用水量を推計していくというでございませぬ。

一方、工業用水につきましても、実績値から工業出荷額と回収率を加味した補給水量との関係を出しまして、それに基づいて将来予測をしているというところでございます。

次のページが、12年の実績の60m³/s、それから、平成27年の需要想定であります69m³/s、これの各県の用途別の数値を示しておりますけれども、やはり需要が一番多い愛知県の水道用水、これがこの15年間で3.6m³/s増える。それから、愛知県の工業用水が1.8m³/s増えるということで、トータル5.4m³/s、9m³/sのうちの半分以上を愛知県の水道用水と工業用水の増加で占めているということで、愛知県のその需要想定について、次のページに示しております。

水道用水につきましては、1人当たりの原単位を出してくるわけでございますけれども、青色の線がフルプラン地域の愛知県内での給水人口ということで、昭和60年から平成12年、それから27年の予測値ということで示しております。それに対して、実際の人口というのは予測値よりもというよりも、過去の推移をそのままトレンドしたような形で増えてきているというところでございます。

工業用水の方でございますけれども、次のページに示しております。

まず、工業用水の出荷額、これが赤い数字で書いてますけれども、のところ。これが黒丸の線でございますけれども、過去の実績60年と平成10年、それに将来の平成27年ということで、出荷額は非常に大きく伸びる予測になっております。

一方、回収率、これは赤の でございますけれども、この破線と黒のひし形で示してまして、これも回収率はさらに向上はしていきますと、かなり頭打ちになってきているというところでございます。

使用水量、これは黒の四角で示している線でございますけれども、過去の出荷額に比べて、昭和60年～平成2年にあたりにかけては非常に伸びていたんですけれども、その後、特に6年、7年とか、そういう渇水の影響とかで実績値として取水量が減っているということもありますし、これは全体で示しているんですが、各業種分類ごとに実態としてはこれも推計しておりまして、業種によって随分水の使い方というのも違ってまして、そういうのを含めていくと、トータルとしてはこういう形になっているというところでございます。

使用水量そのものは、やはり工業出荷額に対して、将来予測としては同じような伸びを考えているわけでございますけれども、そのうち、回収率を含めた補給水量ということでいきますと、一番下の で示してありますように、それほど大きな伸びを見ているわけではないというところでございます。

次に 19 ページが、その水需給バランスの各ブロックごと、地区ごとにどういう状況になっているかというのを示しておりますけれども、このように各地区ごとで、平成 27 年の需要想定と、それから、近年 2/20 での実力値がほぼバランスする。4 本ずつ棒グラフがありますけれども、一番左側の需要想定と、それから右から 2 つ目の供給能力がほぼバランスしているというところでございます。

左下の三重県の北勢地域が少し多く出ておりますけれども、工業用水として、やはりこの地域まだまだ工場の進出等続いておりまして、そういうところに対して、将来的にも水によって制限されないようにということで、将来的にも確保しているというところでございます。

単純に過去の需要推計だけではなくて、将来の地域ビジョン等を踏まえて、将来の必要水量というのをそれぞれの地域で考えているところでございます。

次のページが、その現状と、それから将来予測値について、フルプランの供給区域全域での値を示したものでございます。

そういう水需給ということを閣議決定で決めているわけでございますけれども、実際に平成 6 年にどういう被害があったかということで、次のページに当時の新聞記事で示しておりますけれども、生活用水については最大 19 時間の断水等、非常に厳しい節水強化になったと。それから、工業用水等についても、生産ラインの停止というのが非常にたくさん発生しましたし、どうしても生産するには工業用水を海外から輸入してきたりとか、そういうことまで行って対応してきているという状況でございます。

そういう中で、やはり水はどうしても使う必要があるということで、それまで止めていた井戸とか、また利用水量を増やしたりしたということで、右側の図にありますように、広域的な地盤沈下が発生したというような状況が生じております。

この地盤沈下は、一度沈下すると、もう回復しないということで、昭和 34 年の伊勢湾台風、当時この地域で 5,000 人以上の犠牲者が出たというのが、そういう海拔ゼロメートル地帯に非常に大きな被害が発生、さらに拡大していくおそれがあるというところでございます。

22 ページ目が平成 6 年の被害で、時系列でどういうふうな被害が出てきたかということを示しておりますけれども、6 月 1 日ぐらいから濁水が始まってきたわけですがけれども、6 月の段階から工場では一部生産ラインの停止とか、水道用水でも一部断水が始まってきている。それがずっと 9 月の中旬まで続いているというような、非常に長い濁水だったという

ことでございます。

それに対して、最大節水率でございますけれども、水道用水で最大 35%、工業用水、農業用水で最大 65%の節水が行われた。既得農業用水も、それにあわせて、最後の方では最大 60%という節水を行っているということでございます。特にダムが枯渇した後の節水率というのは、ダムがあって初めて節水率が有効なわけございまして、ダムに水がなければ、節水率が幾ら名目上あっても、取れる水がそもそもないということで、現実には非常に厳しい状況があったというところでございます。

23 ページは渇水に対する通常の見方でございますけれども、計画上、水の需要量に対して必要な供給施設であるということで、やはりある程度は、初めのうちは必要な量はきちっと取水して使っていると。ただ、ダムの容量がやっぱり少なくなってくると、その渇水がいつまでも続くかわからないということから、節水を始めていくということでございます。

ただ、ダムが枯渇しそうなような深刻な状態になってきますと、行政機関による緊急水利調整協議会というのを開催しまして、さらなる節水の強化を利水者へ要請したり、ダム群の総合運用とか、不特定容量を一部利水に転用したり、また、河口堰の水を緊急的に使ったり、発電の占用容量からの補給を要請したりというような、さまざまなことをやっていくというところでございます。

24 ページには、実際に平成 17 年の対応ということで、そういう渇水調整協議会を開いて、ダムの総合運用をやったり、河口堰からの利水供給区域を一時的に追加して、上流ダムからの負担を軽減させたりというような対応をとってきたということでございます。

ただ、その 25 ページ目の図にありますように、平成 17 年というのは、この赤い線で示したものでございます。これはダムの貯水量でございますけれども、5 月半ばごろから、牧尾ダムとか、右側が岩屋ダムでございますけれども、貯水量がどんどん減ってくる。半分ぐらいになってから節水は入っていくわけですが、最後ずっと少なくなってきて、6 月の中旬ぐらいからダムの貯水量の減っていく傾きがぐっと下がり、緩和されますけれども、これはほかのまだ余裕のある阿木川ダムとかから水を一部転用したり、発電に応援を求めたりという、いろいろな対策をして枯渇するのを何とか防いだと。ただ、7 月に入ってから雨が降りましたので、何とかそこで済んだということでございます。

茶色の線が平成 6 年の渇水でございますが、平成 6 年の場合は、そういう対応をしたけれども、その後雨が降らなくて、ずっと 9 月中旬までダムが枯渇するような状況が 3 カ月

ぐらい続いてしまったということで、これが異常渇水と言われるゆえんでございまして、そういう対応だけでは乗り切れないという状況だったということでございます。

次のページが、その異常渇水対応というものまでやる必要があるのかということでございますけれども、平成 3 年の河川審議会の中でも、やっぱり治水、利水計画を上回る異常現象というのは必ず発生するというので、そういう危機管理というのを対応していく必要があるということが要請されているところでございます。

次の 27 ページ目が、木曽川水系における異常渇水対応の考え方でございますけれども、この濃尾平野は、人口、産業が非常に集積していると。社会経済活動も非常に活発に行われているわけですが、その取水のほとんどが木曽川に依存している。これまで貯留とか取水制限流量を定めて、河川に負担をかけずに新規の水資源開発を進めてきたわけですが、右側の 2 つ目の四角でございますが、平成 6 年の渇水では、木曽川本川でも瀬切れが発生して、河川環境に深刻な値が出てきていた。

今回、徳山ダムで渇水対策容量を確保して、連絡導水路を整備して、異常渇水時に木曽川に緊急水を導水して、河川の維持流量の一部を回復するということが、今回導水路としての計画論としてのものでございます。

一方、右側の四角にありますように、木曽川上流ダム群が、平成 6 年のような渇水には、長期にわたって枯渇し、社会経済活動が停滞する。厳しい取水制限に伴う水源の確保ということで、地下水揚水量が一時的に増加して広域地盤沈下が進行する。この地盤沈下によって、河川が洪水で氾濫したときに浸水深が増えますので、被害が増大しているというような状況になるということでございます。

こういう状況からどう考えているかということで、一番下の四角になりますけれども、異常渇水時に河川の維持流量の一部を回復することが、この導水路で可能となってくる。社会的混乱が発生しそうなときには、この回復された河川維持流量の一部を用いて渇水調整機能が強化できますので、それによって河川環境の保全を図る。全量利水に回すというわけではなくて、河川環境の保全を図りつつ、中京圏という広域の社会経済活動が渇水によって麻痺することを回避して、さらに、地盤沈下の防止という国土保全上重要な効果も期待できるということでございます。そういうふうを考えているということでございます。

それを実際にどういうふうな状況になるかということで示したのが 28 ページ目でございますけれども、平成 6 年の状況で、既得用水と新規取水に分けておりますが、平成 6 年以降にできたダム等も含めて計算しておりますが、実際には平成 6 年には 7 月段階でもうダ

ムが枯渇しているわけでございますけれども、8月、新たな施設等ができて、若干ダムも供給能力も増えていますが、それでも8月の頭には利水容量が枯渇してしまう。そうなりますと、今の水利用の約束の中では、新規取水というのが全く取れなくなってしまう。それを既得の取水の権利だけで、その水を全体で使おうとすると、要は既得と新規利水と同じ節水率で水を分け合うとしても、水道用水で28%、工業用水とか農業用水で55%という非常に高い節水率を長い期間継続させないとだめだということで、やはり平成6年と同じような渇水被害が生じてしまう。

なおかつ、木曽川の自流というのは、その下のグラフにありますように、不特定容量だけでは埋め切れませんので、やはり河川が干上がるという深刻な河川環境の障害が生じるということでございます。

それに対して、次の29ページ目でございますけれども、連絡導水路があって、水系総合運用を行えば、まず、ダムの枯渇が基本的にはぎりぎり防ぐことができる。なおかつ、枯渇が防げますので、新規利水についても、厳しい節水が必要ですが、供給することができる。今後さらに、その既得の用水も含めて、同じような節水率ということでやれば、水道用水で13%、工業用水、農業用水で25%という対応可能な節水率まで下げることができるということもでございます。

さらに、河川の流況も、40m³/s 全量確保というわけにはいきませんが、社会的に非常に混乱を防止するということから、少なくとも半分の20m³/sまでは確保するということができていうことでございます。

その時点での水のやり取りを、ちょっとイメージ化したのが次の30ページでございますけれども、1/10規模の渇水であれば、計画上は河川の維持流量として40m³/s確保して、取水の方も、既得水利、新規利水ともに全量水が取れるということでございますけれども、平成6年規模の渇水となってくると、導水路がない場合は、その既得を節水して、新規に回す必要があると。導水路があると、計画運用でいけば40m³/sすべて河川維持流量の回復に使うわけでございますけれども、一番右側の部分にありますように、社会経済活動が麻痺しそうな場合には、やはり維持流量の一部を渇水調整機能の強化ということにを使って、既得利水や新規利水の方にそれぞれ水を回すことができるということで、全体として厳しい節水等も改善できて、地盤沈下の防止にも寄与することができると考えているということでございます。

そういうような運用を具体的にどうしていくかということで、水系総合運用というのを

考えているわけですが、次の 31 ページ目でございますけれども、現在ではダムと供給先というのは 1 対 1 で決まっているわけですが、その枠を外して、各施設をさらに有効活用、効率的に使うことによって、全体の供給能力を上げていこうということを、こういうような運用を検討していこうということについて関係機関の了解はとれておりまして、今後具体的な内容について検討を進めていくことにしているところでございます。

そういう水系総合運用を行うことによって、渇水被害の軽減ということで、32 ページ目に示してありますように、結局、異常渇水対応を考えた対応を図るということで、それより規模の小さい 1/10 規模の渇水では、ダムの枯渇もないし、節水というのも基本的に必要なくなる。異常渇水についても、枯渇は防げて厳しい節水というのも大幅に改善されるというふうに考えております。

これはまだ水系総合運用として 1 つの仮定を設けてやった結果でございますので、これは今後、関係機関等と調整しながら具体的な方法は検討していくことにしているというところでございます。

次に、ルートのご検討ということで、上流案、下流案、ほかのいろんなルートから、上流案、下流案の 2 つに絞って、さらに上流案を基本とするということに検討を進めてきて、さらに上流分割案ということで、その一部を長良川を通じて木曾川に入れるということをいろいろ検討してきたところでございます。

ちょっと時間もあれですので飛ばしますけれども、環境調査ということで 35 ページ目、今まで上流施設を中心に環境調査を進めてきております。基本的には取水地点、それから、放流地点の周辺の大気環境とか、動植物・生態系、水質、あと、トンネル沿線での地下水とか、地下水が変化することによって、池とか沢水とか、そういうものが変化する可能性がありますので、そういうところでの動植物・生態系等の調査を、現在、各識者の意見も聞きながら進めているところでございます。

水質の状況でございますけれども、36 ページ目でございますが、これにつきましても、取水地点、それから放流先の水門とか、濁り、SS ですね、有機汚濁指標であります BOD とか、富栄養化の栄養塩でございます窒素、リン、そういうものの調査をしております。

ここで、BOD ということでとりあえず示しておりますけれども、三川とも、これ平成 6 年の渇水年での年間平均値でございますが、環境基準、揖斐川が AA で一番厳しい基準になってまして、長良川と木曾川は A 類型ということで、1 つ弱い基準になっています。

いずれにしろ、各地点とも環境基準を大幅に下回る、基本的にはいい水質の状況を保っているということで、本質的には影響ないと考えてはおりますが、一時的な水の汚れとか、川に生息する魚等、違いがどのくらいあるのかとか、その辺を引き続き調査を進めているところでございます。

この上に黒のひし形でちょっと 3 点書いてありますけれども、特に最後の部分、新規利水の導水、これにつきましては、基本的には 365 日導水するわけでございますけれども、導水先の河川環境との関係で、例えば、導水先の河川環境の悪化してしまうような状況のときまで無理に導水するというわけではなくて、その辺は総合運用も行うことになっておりますので、基本的に上流のダム群との運用も含めて、そういうときには一時的に導水をとめるということも十分可能でありますので、そういう運用ができるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

これにつきましては、まだちょっと整備計画の本文には反映してないんですが、書き加えていきたいというふうに思っております。

説明は以上で終わらせていただきます。

辻本委員長

11 時近くまで、大規模事業について議論していただきたいと思います。

中身は全部確かにお話しいただいたんですけども、ポイントは、それぞれ議論のポイントとうまくかみ合うかどうか。それぞれ申しわけないんですけども、委員の方々は、今の情報と、それから、ここで議論すべき内容と組み合わせながら議論をお願いしたいと思います。どこからでも結構です。

宮池委員 1 つお願いします。8 ページの降水量の関係でちょっと質問したいんですが。今のお話で、1/10 規模の湧水というものと、それから異常湧水というものの区別が説明されておりましたけれども、この 8 ページのこの降水量、今トレンドとして減ってきているという絵はわかりますし、それから、先ほど御説明にあったように、降水量の最小値が非常に大きくなってきているというトレンドもあるということもわかります。

それと、今の異常湧水は将来必ず生じるというのを後ろに書いてございましたけれども、それは最近の地球温暖化ですか、そういった議論の中で感覚的にはわかるんですけども、そういうものは生じてくる、増えてくるということとのつながりが、このデータからちょっと読み取れないんですけども、その辺はどのように説明されるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

辻本委員長 説明をお願いします。

事務局（笹森） 将来の気象について、地球温暖化の影響とか、いろんなシミュレーションとかもされているんですけども、基本的には、年総量としては温暖化で増える傾向にもあるんですが、逆に、多い年と少ない年の開きがさらに増えていくというようなことも出ております。

そういうことから、現実には最小値というのがどんどん小さくなっていくという傾向が読み取れておりますので、そういうことも含めて、やはりそこはそういうふうを考えているということで、科学的な根拠でなかなかそれを説明することは難しいんですけども、こういう過去の状況と、それから、地球温暖化によるシミュレーションの拡大化が続くということも踏まえて、やはりそういう対応は必要だというふうに考えているところでございます。

辻本委員長 よろしいですか。

宮池委員 何かちょっとあれなんですけれども。気象庁とか、そういうようなところでそういったデータというのはないんですかね。要するに、渇水の期間が長期化するといった意味合いのね。

藤田委員 今回の宮池委員の意見はそのとおりで、平成 17 年はあそこの下のところですけども、あの規模のものだったら結構起きているわけですね。ですから、やっぱり無降雨継続日数であるとか、少雨継続日数であるとか、そういったものも一緒に加味していかないと深刻な渇水かわからないということで、前にも私お願いしたと思うんですけども、そういった評価をしておかないと、渇水の深刻さというのは出てこないんじゃないかなということなんです。

ずっと続いてどんと降った、東海豪雨のときでもそういう傾向があったわけですし、後で降ってしまうので、上にいきますから見えませんが、非常に厳しい状況がどんどん続いていることも示さないといけないかなということですね。

辻本委員長 事務局、補足されますか。

事務局（笹森） 25 ページ目に、そういう意味で、平成 17 年と平成 6 年のダムの貯水量の変化の違いを示しているんですけども、やはり年間降雨水量がある程度あれば、無降雨期間というのも短くて、ダムの容量が減っても深刻にならないうちに回復すると。やっぱり年間雨量が非常に小さくなると、無降雨期間も非常に長くて、平成 6 年のように、それが 3 カ月も 4 カ月も続くというような状況になってしまうので、そういう対策が必要

だというふうに考えているところでございます。

辻本委員長 藤田委員よろしいですか。説明になってない感じが。

藤田委員 それはわかるんですけども、その17年の年間降水量を見たら、特にこっこの例に挙げられているけれども、少ないわけではないと。少ないというか、はるかに少ない方なんですけれども、それと類似のものもあるということなんです。そういうことだと、というのは1998年ぐらいになりますかね。同じぐらいのものもあるわけで、その前もありますし、そのラインのところですね。

そうやってきたときに、先ほどの10年に1回とか、そういったときの評価にもかかわってくるんですけども、もう少し本当に深刻な状態に陥るのはどういうことかというのが、どれくらいの頻度であられるかというところが、もっとわかりやすく示してもらった方がいいんじゃないかなというところですよ。

辻本委員長 1つは、今問題になったのは、異常渇水の意味合いと頻度みたいなものですね。資料の8ページからそういうふうに判断したというふうにおっしゃるんですけども、異常渇水とはどんな状況。平成6年なんかは異常渇水だけでも、平成17年には達したんですけども、その後、全体的な降雨がその回復をもたらしているから。

藤田委員 やっぱりトータルで少ないことは少ないんですけども、間違いなしにですけども。

辻本委員長 そういう説明をきちっと書けるかどうかというポイントが1つあると、これは1つ課題にしておきましょう。後からまた意見が出たらおっしゃっていただきたいんですけども。

今回の導水路は、異常渇水の対応だと言うんですけども、その異常渇水がどんなレベルで起こるのか、起こりやすくなっているのかが、まだ明確に見えてないですねというふうな。トレンドとしては見えているんですけども、どれくらいの定量評価するのかというふうなことも含めて、少し検討が足りないのではないかとというふうな御指摘です。

関口委員 2つの質問があるんですけども、このトレンドね。これは年間の降水量ですよ。我々、今問題になっているのは、いつも夏期の渇水の問題が出てくるわけですね。僕が2つ聞きたいのは、この降水量のパターンは、木曽川、揖斐川の流量のパターンときちっと対応しているのかどうか。河川によって随分個性があるから。

それからもう1つは、これ年間だけど、例えば平成17年の見ちゃうと、そんなに低い方へいってないんですけども、やっぱり夏の渇水時期の需要が一番大きい時期を見ちゃうと、

やっぱり違ったパターンになるんじゃないかということで、やっぱりその辺のデータを仕分けしないと、すぐこれにのっってどうのこうのという議論はなかなかいかないんじゃないかと思うんだけども。

つまり、僕が言いたいのは、夏のかんがい期、いわゆる通常の夏期、夏、データ系で使えば、果たしてこうなるのかなという疑問を持っているんですね。

それから、この降水量の変動パターンに、本当に木曾川、揖斐川それぞれの流量の変動がきちっと対応しているのかどうか。個性があるから、そうは僕はならないと思うんだけども、その辺のデータの仕分けをお願いしたい。

以上です。

辻本委員長 このデータは、それぞれの月のデータが入っているんだけども、1年1年のパターンという形で見たらいいというふうなお話にもなりますかね。

関口委員 そうですね。

辻本委員長 それから、川による、全国的には当然違うんでしょうけれども、木曾川水系の中でもパターンは違わないのかはチェックする必要があるし、そうだからこそ導水路というふうに3つの異なるところをうまく平準化しているのかもしれないし、してないのかもしれないし。そういうところは見えておく必要があるという御意見ですね。

では、松尾副委員長。

松尾副委員長 関連しますけれども、9ページのところで、導水路の使い方というのを御説明いただいたんですけども、過去の流況でこういった使い方をしなきゃいけなかったときというのは、何かシミュレーションみたいなのはされていますでしょうか。

辻本委員長 例えば昭和59年みたいなところでですかね。この赤丸が打ってある、さっきの図で赤丸の打ってある、本当に深刻なとき。平成17年のやつは、先ほどちょっと見せてもらった話になるけれども。

松尾副委員長 その1/10か2/20じゃなくても、例えば2カ月ぐらいずっと、平成12年もそうですよね。あれ東海豪雨が来たからよかったけれども、2カ月ぐらいずっと雨が降らなかったですよね。だから、そういうときに多分こういう運用せざるを得なかったんじゃないかなと思うんですけど。

ですから、先ほど来、議論ありますように、年降水量だけでなく、そういう時期的に、年間の流量変動を考えたときに、こういう運用をしなきゃいけなかった年というのは、過去どれぐらいあったのかという、そういうシミュレーションみたくのされているかどうか

か。もしされているんだったら、ぜひ示していただければ。

事務局（笹森） 10年に1回を超えるような規模というのは、確かに近年では平成6年だけでございますけれども、このように今不特定容量のあるダムが半分になった段階から導水するということでの頻度ということでは、大体2年に1回ぐらいは導水を開始しなければならないという状況になります。

辻本委員長 こういうルールで運用すると、多分渇水状況になると、こういう形の運用になってくるんだけど、実はその後、雨が降ると、しなくてもよかったねということにはなるんでしょうから、これは運用の仕方になるわけで、こういうものを持っておかなければいけないのかという議論が、多分導水路をつくっておくかどうか。

導水路があるとすれば、あるいはダムが総合運用できるということであれば、その時点その時点で、その将来、それが長続きするか。しなくても、そういう運用に入るのは、使えるから当然そういう運用になる。

というふうに、この計画論と運用論というのは非常に難しい話で、運用論をどうするかという議論は、多分必要な議論だと思うんだけど、そういう運用のできるものを我々が木曾川で持つべきかどうかというのが、やはりポイントなんです。

岡山委員 私もこの8ページのやつを何度も見せていただいているんですけど、すません、素人なので、逆にあまりこれをブレイクダウンした後を考えてことがなかったんですけど、1つ言えるのは、要するに、ぶれ幅がすごく大きくなっていて、降るときはどかっときて、降らないときびたっと降らない。その非常に不安定になっている水の状況をどう調節して安定利用できるかということが、多分すごく重要なんだろうなというふうに理解しているんです。

そうすると、今異常渇水のことだけおっしゃっているんですが、例えば導水路だけじゃなくて、さっきおっしゃったようにダムともうまく連動した全体システムとしての調節機能が、この導水路があることで、これだけ発揮できるんですということが、一般市民としては一番聞きたいということと、それから多分、この間のIPCCのレポートも結構衝撃的だったんですけど、将来のことはわかりませんが、この赤いラインが上がるか下がるかはともかくとして、この上下に振れるところだけは、多分ものすごく大きくなっていくだろうということは何となく予測がつかます。

だから、やっぱりそれをいかに、全く安定的には多分無理でしょうけれども、できるだけ上手に使うために、このダム幾つかと、特に徳山と導水路がどういうふうに力を発揮で

きるんですよということが、逆にちゃんと示されるべきではないかと思います。

そういう意味では、私自身は、その意味の期待をして、特にイエスカノーかと言われれば、イエスと言いたいとは思っているんですけど。

辻本委員長 今 1 つのポイントである異常渇水というものが木曽川水系で起こるのかどうかという議論。それから、異常渇水をどうとらえるのかという議論。それから、異常渇水の兆しがあれば、そういう調整に入るとい運用の話と、それから、そういうものを持つという計画の話。この辺がやっぱりきちっと書かれて、初めて計画だということになるというふうに思います。それが今の異常渇水が木曽川で起こるのかどうかというポイントですね。これもうちちょっとという話ですね。

もう 1 つの視点は、異常渇水が起きているのは、これは木曽川だけの話かと。ほかのところでも、今の地球温暖化に伴う気候変化の中で起きているんだしたら、どこでも起きている話をどうして木曽川だけが。ほかの水系では 1/10 対応、いわゆる通常の渇水対応で、いわゆる水資源計画として、こういう導水路計画なんか、いわゆる異常渇水対応でやっているところがないにもかかわらず、木曽川は突出してやらなきゃいけないのか。これに対する答えが必要だというふうなことが前から出てます。

今回の説明の中に、あちらこちらに実は出てきているんですけども、その答えに答える形できちっと整理しておいてもらわないと、例えば、渇水ときにはどうしても水資源として地下水に頼ると、この地域は、もう不可逆的な地盤沈下につながるんだとか、あるいは全体的な水の融通システムが、ほかの阪神、京浜に比べたら小さいんだとか、あるいは 3 大都市圏で比較するのが、ほかのところ脆弱なところがあっても、産業活動とか経済活動が小さいところではそういうものを持ってないけれども、こういう 3 大都市圏を抱えるところではやはり必要なんだとか、その辺の論理が整理されないと、どうしてここだけ異常渇水に対する、いわゆる国民的平均を超えるような議論をするのかというところがクリアにならないですね。

だから、この問題については、異常渇水の程度の問題と、それから、調整機能を持つということの重要さはよくわかるけれども、じゃ、名古屋がなぜ、中部がなぜそれを持たないといけないかということの説明が、あったんだけど、きちっと焦点が絞られてないというところ。

関口委員 素人の立場から言わせてもらおうと、平成 17 年は、渇水で非常に苦しんでいたんだけど、何とか切り抜けたんだけど、もうぎりぎりだというときに雨が来て、

うまくいったということなんだ。僕の立場からすると、それをもうちょっときちっと解析してほしいですね。

つまり、聞いていると、もうその解析はあまり詳しくやらない、利水との絡みが出てこないもんだから、ほかの用水の利水とか治水は絡み出てこないんだから、確かに導水路をつくっちゃうと、今言った問題点は解消できますよということになるけれども、なぜ導水なの。それはほかのチョイスに比べて、いいチョイスなのかという議論がなかなかしにくい。

だから、僕は前も事務局に言ったんですけれども、平成 17 年、あのまま雨が降らなかつたらどうなってたの。本当はもっとほかにソフトの面でやれることいっぱいあったんじゃないの。お互いに痛み分けという格好でとか、そういう疑問がいっぱい出てくるんですね。

だから、もう 1 つ言わせてもらおうと、正常流量が何かを維持するという、湯水の問題と正常流量を維持する問題、2 つ大きい問題がありますね。それで、後で言おうと思ったんだけど、長良川から 3.8m³/s が何か木曽川に、成戸の方に持ってきますよね。基本方針が出たけれども、結局、木曽成戸の方で 50m³/s きちっと維持するという、それを踏まえているいろんな数値が出てくるように思うんですね。例えば、揖斐川で 30m³/s、木曽川で河口大堰の下で 50m³/s、その数字を合わせるために全部やっているんじゃないかということになっちゃうと、その 50m³/s とか 30m³/s という数字はどういう根拠なのか。

それで、確かに過去の委員会で資料も出たんですけれども、やっぱり整備計画の定常流量も、制限流量の議論も、結局ここにかかわるから、やっぱりこの 50m³/s とか、揖斐川の 30m³/s は何の根拠で決まったのということは知りたいですね。

それで、基本方針の委員会で出たデータを使うと、この流域委員会に出たデータとほとんど同じデータを踏まえてやっているみたいだし。そうすると、基本方針のこの資料 3-3 であるし、第 6 回委員会で配られた現状と課題についてのヤマトシジミの量のあれで、30m³/s、50m³/s と計算されて出てきたみたいですがけれども。僕うっかりしていて今反省しているんだけど、このデータから 30m³/s とか 50m³/s という数字は出てこないですね。だから、僕が逆に聞きたいのは、委員長も基本方針を決めていく委員会の委員ですから、どういう根拠でこの 50m³/s、揖斐川で 30m³/s というのは決まったのか。それをやっぱり説明してほしいというのが。

辻本委員長 委員長が説明するんですか。

関口委員 だって、基本方針の委員でしょう。

辻本委員長 じゃ、そういうことはちょっとあれなんで、私が言ってもいいんだけども、ちょっと話が逆戻りしているんだけども。

関口委員 やっぱり絡むから、ちょっと言わせてもらったんだけども。

辻本委員長 基本方針で決めた維持流量を目標として整備計画で議論してきた。整備計画の目標のときに、基本方針のレベルをどんなふうクリアしていくか。どこまで整備計画でクリアしていくかという議論をしてきたわけですから、一番最初の説明で、基本方針でこういうふう正常流量を決めましたという話があります。

それから、基本方針で正常流量を決めるときの話としては、歴史的な経緯の制限流量の話と、それから基本方針の決め方で、全国的にある程度正常流量の決め方のマニュアルみたいなものがあって、それに従って事務局が工夫されて、今回基本方針の委員会で提案されて了解された数値です。

その基本方針のときに、例えば、木曽川水系でどんなふう、長良川でどういうふうに決めたかということについて、木曽川でもいいですけども、歴史的な経緯と、マニュアル的な、ガイドライン的な意味合いでの正常流量の決め方というのを簡単におっしゃってもらえますか。

関口委員 僕が言いたいのは、詳しい説明したら時間かかるから、ここに載っているデータだと、例えば、基本方針委員会のデータがあるし、第6回委員会で配った木曽水系の現状と課題のところの図にもあるけれども、要するに今渡ですか、あそこの流量と、実際にそこの塩分がヤマトシジミの生息限界を超えない量ということでグラフを出して、それに線を引いているけれども、読んでて思ったんだけども、この図からはそういう結論は絶対出てこないんだけども、私は長年ヤマトシジミをやっているけれども、どうしてこの図からそういう根拠で出てくるのか。今から言っても、ちょっと遅いかわからないけれども。

辻本委員長 問題点をもうちょっときちとしないといかんのだけれども、今渡で決めているわけでなくて。

関口委員 いや、今渡じゃなくて、その根拠はね、例えば成戸のところのあそこを $50\text{m}^3/\text{s}$ 維持するのは必要ですよという根拠は。

辻本委員長 そっち側の根拠ですか。だから、その歴史的な根拠ですね。制限流量。

関口委員 いや、歴史的な根拠と言っているけれども、そのときの歴史的な根拠は何ですかといったら、関係者と打ち合わせで $50\text{m}^3/\text{s}$ でいいですよと言ったということで生きて

いるのだけれども、実際に出したデータは、こういうふうに $50\text{m}^3/\text{s}$ になりましたよと、この第 3 回の基本方針、それからこの委員会の第 6 回で出た現状と課題の資料のところこういう図がありますよね。こういうふうに線を引いた。

私はヤマトシジミで、ここの木曾川の河口、汽水域でずっと仕事をやっているけれども、このデータを踏まえてそれを言っているんだったら、私としては、そんなばかなことはないというふうに反論しなくちゃいけないんだけど。

辻本委員長 いろいろ正常流量、特に環境維持流量の決め方は、木曾川、長良川だけじゃなくて、いろいろな川で環境維持流量をどうやって決めようかというのは検討中です。

かなりの川でなかなか決められないのだけれども、目標流量としてさまざまなものを勘案しながら、例えば、さっきもだから言ったんですけど、歴史的な経緯とかも勘案しながらある流量を決める。その参考資料として、例えば、アユの産卵環境が守れるとか、あるいは魚が生息するにはこれだけの水深がどういう部分で要るとか。いろんなポイントと、そこで考えられるような流量のバックデータみたいなものを示すということが最近ではされているんですね。

関口委員 僕が聞いているのは、そういう議論じゃない。僕が聞いているのは、汽水域に影響ある木曾成戸で $50\text{m}^3/\text{s}$ という値を聞いたときに、それは下流域の汽水域の生物の環境と、特にヤマトシジミの漁業と絡めちゃうと、あのデータですけど、あれは縦軸に今渡か何かの流量を置いて、横軸に直していますよね。これに直線を引いて、それで 30 とかやっていますね。僕は、途中のアユの産卵とか何かというのは専門外だから何も言えないんだけど、汽水域に出ていくときの流量の、揖斐川で 30、木曾川 50 と決めたその根拠は、基本方針とこの流域委員会でも同じデータを出して、同じことを議論してやっているなら、歴史的根拠というのは、魚がおれば漁師さんと打ち合わせあるし、あと、一番大きいのはヤマトシジミの影響ということでこうやっているんだけど、このデータは、今さら僕もちょっと怒られても仕方ないんだけど、たくさんデータがあって見逃していたんだけど、これはかなり大きい根拠になっているというふうに書いてますよね。そうすると、このデータは、むしろ万石の流量と 1 パーミルのあれは何も関係がないということを示しているんで、何でああいうふうに直線を引いて 30 という数字が出てくるのかという、その理論的根拠は全然わからないんだけど。

辻本委員長 範囲を決める線の引き方と、データにフィットする線の引き方が違うということ、まず認識してくださいね。これは、そういうところの一番外挿する線を引いて

る。

それからもう 1 つ、今渡で決めているんだけど、汽水域のところは、流量が多くなると塩分が遡上してくる範囲が狭くなるとか、そういう塩分濃度の状況が確保できるための流量はどんなぐらいでしようという形で多分決められていたと思います。

関口委員 そういう議論なら、このデータは使えない。なぜかという、横軸に万石の流量は、これは揖斐川の、同じように木曾川のデータを出してもらえ。ほとんど同じようにになっているんだけど、出せますか。

辻本委員長 木曾川はこれで決めてないでしょう。

関口委員 いや、木曾川の。

辻本委員長 木曾川はこれで決めているのか。

関口委員 これで決めているでしょう。このデータは、先ほど言ったように、縦軸に今渡の流量をとっているけれども、このデータ自体が、いつとったのか、だれがとったのか、どの庁の人がとったか、そのデータは全然区別ないから。

松尾副委員長 今渡じゃなくて、横軸は木曾川大堰。

関口委員 木曾大堰ね。それで、僕が言いたいのは、このデータを見ちゃうと、普通常識に反するんだけど、普通常識で読むと、データに基づく限りは何の関係もないというふうになると思うのだけれども。

僕が言いたいのは、歴史的経緯ということ言うなら僕は納得します。というのは、これをしたときに、漁業をやっている業者さんと打合せして 50 としてやって、それからもう 20 年も 30 年もたって、それが非常に不利な状況を生じたということないんだから、今さらそれを無理に変える根拠もなかなか難しいから。

ただ、こういうデータを出されると、あたかも確定根拠があったような感じでされるので、僕はむしろ論理的構成で言うなら、少なくとも何の根拠かわからないけれども、昔、漁師さんと打ち合わせて 50 という流量が出て、それから 10 年か 20 年たって、一応不合理的な、ヤマトシジミとかに非常に悪い環境をつくったという証拠はないから、今さら変えて、また新たな問題を引き起こすよりも、それを継続するというのはわかるんです。けれども、これをもとに、いや、このパーミルを、ヤマトシジミの生息に必須のこのパーミルを保持するためには、このぐらい流量ないといけませんよと言うんだったら、僕はサイエンティストとして、このデータからそんな結論は出てこないという気が。むしろ、これは何の関係もないということを示しているんで。

辻本委員長 表現があれなんですけれども、何度も言うように、正常流量とか維持流量というのはなかなか決める根拠がなくて、それを傍証するものを1つつけておくというふうな話になっています。だから、それがアユであったり、シジミであったり、それぞれの川の特徴的な生物で見ると。そのときに、今までの塩分濃度が測られたやつと、放流量がわかっているやつの中で、問題が起きていない流量はこういう範囲の中に入っていましたね。その50m³/sは、その外挿値として、それをカバーしてますねというふうな図で、あのデータのどの点を通っているとか、正確に一番外の線を包絡する線はどれだというふうな意味合いは全然ありません。

関口委員 だから、僕が逆に言いたいのは、そうならそういうふうに説明してほしいということなんです。つまり、僕が言いたいのは、通常の、今委員長と私がやっているのは通常の議論なら納得しますよ。でも、ここの50とか30という数字は、全部さかのぼって、徳山ダムの問題、導水路の流量の問題、なぜ長良川に持ってこなあかんのか。全部、最後にそこに行くじゃないですか。

つまり、そこに行くもんで、僕は、今委員長が言っていることの範囲で我々がおしゃべりしている分にはいいけれども、導水路の問題、整備計画の問題、みんな30とか50というところで帳尻を合わせるような格好で言っているもんだから、それはそんなに根拠ない数字じゃないはずなんで、そうすると、今言ったように、ただ、あのデータは傍証にもなっていないと思うんだけど、そうすると、歴史的な経緯で決まっているんだったら、そのところで、今変えちゃうと何が起こるかわかりませんという格好で、やっぱりこのぐらい、今までそれで支障なかったんだから、これで頑張りましょうというふうにきちっと言ってくれるならいいけれども、むしろこういうデータを出してもらっては、科学的根拠があたかもあるような感じで出されるのは、委員の一人としては。

藤田委員 多分この斜めに引かれている黒い線の意味だと思うんです。これぱっと見ますと、大堰の流量が上がって行って、13.8km地点の、縦軸がイオン濃度が下がっていくというグラフになっているわけですね。それで、へい死しないのが濃度としてはこういった横軸のラインのところ、へい死しない濃度を引っ張り出すためには流量としてここまで必要だという図になっている。黒いラインというのは、そういう図だと思うんですね、汽水域の混合状態を考えた。であれば、意味は当然持ってくると。クロスしたところで限界を見ていこうということになっていると思うんですけれども。

関口委員 それはおかしいんで。ヤマトシジミの汽水域は、干潟の生物もそうだけれど

も、どういうところにすんでいるといたら、変動の激しいところにすんでいるわけですよ。だから、変動を抑えちゃうと。

藤田委員 それはわかりますけれども、ただ変動が、要するに、こういう状態が長い時間続くというのは、やっぱりぐあい悪いとなるわけでしょう。

関口委員 いや、それはもちろん限界値が出てますからね。だから、僕が言いたいのは、もともと変動の激しいところで変動を抑えちゃうと、おれなくなるわけですよ、厳しい環境でも。だから、僕が言いたいのは。

事務局（関沢） 先生がおっしゃることはよくわかるんですけども、おっしゃるとおり汽水域ですので、50m³/s 下がったらいきなりシジミが死ぬとか、そういうことでは当然ないわけですね。50m³/s 程度ちょっと切ったぐらいでも、そういった水の動きが、流量が少ないような状態が長く続いて、そこで日照であるとか、もちろん汽水域ですから、大潮のときと小潮のときでは全然違うわけですし、いきなり塩分濃度が高くなって死ぬということはもちろん言えなくて、実際には底層河床の溶存酸素量が減って、それが原因になったり、いろいろなことがあると思います。

今、我々こういう絵を描いているわけですけども、実態的にシジミはいつ死んでいるんですか。やっぱりびしゃっとしたデータというのはあまりないんです。我々も漁協さんとかに聞き取り調査ということでやっていまして、実際にシジミがぱっとへい死したなんてことがありますと、その瞬間でシジミの商品価値が落ちてしまうということがありますので、いろいろ聞き取り調査の中で、こんなときシジミがへい死しているんだよ。あるいは赤潮なんか起こりまして、赤潮でプランクトンをシジミが食べてしまうと、シジミが赤い身になってしまって商品価値が落ちるとか、そういった事象が起こってくるわけですが、大体今までの運用の中で 50m³/s というものを確保しようということやってきている中で、それが満足されているときには、そういったことはあまり起きてない。

ところが、湧水になってきて、ダムが補給できなくなって、それを下回るような状態になって、またそれが何日が続くということになると、そういうことがどこでも起きる。

そういうことを踏まえて、大体こんな流量がいいんだろうというふうに私は考えているわけですけども、それを科学的データで、これでびしゃっとこうだというのは、データとしてはなかなかお示しできるようなものが全体としてはなかなか難しかったなど。

関口委員 それは私もそう思います。私に何 m³/s に流せばいいんだと言われたら、私もわかりません。逆に言うと、わからないから今後やらなあかんわけですけども、そうい

う状況の中だったら、そういう状況を認めて、歴史的に決まって、そういう 50m³/s が来て、今まで大きい問題がありませんでしたよと。だから、わからないことがいっぱいあるんだから、それでとにかくやってきて、何十年かやってきて、それで大きな支障がなかったんだから、むしろその辺のわかんないということを強調して、その辺をすればいいんで。

僕が引っかかるのは、こういうデータを使って出されたときに、じゃ、あの点一つ一ついつとったの、だれがとったのと、つい言いたくなるわけですね。だから、僕はその辺の歴史的経緯をもうちょっと強調して、今までヤマトシジミのいろいろなこと、そんなに大きい支障、このせいになったという話は聞かないしということ、それを大きい科学的根拠だと思っただけども。

辻本委員長 話ししている内容に差はないんですけれどもね。歴史的根拠と生物的な今までの経緯というか、ああいうデータを見ても、ある程度その中におさまっているというふうなことで、基本方針の小委員会でも、この川だけでなく、いろんな川で正常流量の決め方としては、こういう形で了解しているわけですね。ところが、多分それぞれの川にもう 1 回整備計画の議論をするときに出てきたときに、若干バイアスがかかって説明されたかもしれないので、この絵だけが出てきたわけではないと思うんですけども。

だから、関口委員の説明に私が一番最初に歴史的経緯との両方があると言っただけけれども、いや、歴史的経緯はいいんだけども、こっち側と言われて、こっち側だけ突出して議論するというのは、なかなか難しいんだけども、そういう誤解のないように、基本方針の目標に対して整備計画がどう迫るかという話と、もう 1 つは、そのときに、持っておろしてきたときに、今みたいな誤解のないような表現。何しか絵が半分あって、その絵がそれなんですからね。

関口委員 僕が心配するのは、何で 40 じゃいけないの、何で 30 なの、20 じゃいけないのといったときに、やっぱりちゃんと答えられないんですよ。そのときに何で 50 なのといったときに、やっぱりこういうデータを我々が出して、こういうデータを出すんだったら、僕はきちっとした格好で出してもらわないと、この委員会で通って、みんな何も言いませんでしたよというのでは、僕もうっかりしていたんだけども。

やっぱり何で 50、30 というのは、こんな言い方はおかしいけれども、そう大きな科学的根拠はないわけですよ。だから、その辺のところを踏まえてきちっと議論してもらえれば、僕はいいだけで。

辻本委員長 じゃ、その辺は気をつけて表現すること。それから、基本方針の小委員会

で、私たちと言われているんだけど、基本方針の小委員会では、何度も言いません、どの川でも1つの歴史的な経緯と、それから何らかの注目する生物で、この程度のもので了解します。場合によっては、正常流量が決められない、目標すら持てない川がこれまでもたくさんありました。それはそのとおりで、でも、目標を決めて、我々は施設でできるところ、あるいは合理化などの努力をしなきゃいかんところがあるということで、やっぱり目標を持ちましょうということで、かなり木曾川でも苦労された絵なんだけれども、それがひとり歩きしたら困る。

ちょっと松尾副委員長から、まず。

松尾副委員長 私も小委員会に出たので、関口委員がおっしゃったのと同じ質問を実は小委員会のときにしました。覚えておられると思います。今、関沢所長から説明があったところで、要するに、これを根拠として決めたわけでは、特にはないです。そういう説明で私は納得しました。

関口委員 僕、今委員長が言われたけれども、もう一言だけ言わせてくださいね。言われたけれども、通常のあるだと、僕はそのとおりだと思うんですよ。だけど、この河川でこの値があまり大きい重みを持ち過ぎるんで、僕はちょっと気になるんで。ちょっと重みを持ち過ぎる割には、細かくつつき出すと、そうなの、どうなのという感じになると思うんですね。

辻本委員長 その重みは歴史的な方がかなり引っ張っているところが。

関口委員 だから、歴史的と言うときに、歴史的、どういう歴史的なのということを書かないと、歴史的、歴史的となっちゃうと何も言えなくなる。

藤田委員 1つだけ確認したいんですけども、この黒いラインというのは、13.8kmはここですけども、当然位置が変わったらラインはずれてくるということ、違ってくるということですね。当然下にいけば上に上がっていきだろし、上流にいけば下に下がっていきだろ。そうなったときに40でいいのか、30でいいのかということがかかわってくる。そういう図でもあるはずなので、そういう例えがある意味科学的といえますか、データということで見方として出てくるんじゃないかなということですね。

関口委員 だから、こういうデータを出すんだったら、物理の専門家がいるから私が言うのも何だけれども、木曾大堰の下のあるその成戸のところまで測った流量と、それから入ってくる海水によって、原則的にはきちっと関係あるはずなんで、だから、データのとり方だと思うんだけど。

藤田委員 当然潮汐の条件が全部決まってきて、大体のところということだと思っただけなんですけれども、基本的にはそういう関係があるだろうということで、確かに本当にこれだけ出てくると、おっしゃるとおりのあれを言うてしまうのは事実だと思っただけなんです。

辻本委員長 多分この $50\text{m}^3/\text{s}$ の扱い方、 50 という数は、どれくらいプラスマイナス見込んでいるのかということも、やっぱり意識をどこかでしておいた方がいいですね。さっき都市用水で $60\text{m}^3/\text{s}$ が最近 $69\text{m}^3/\text{s}$ まで増えてて、それから、 $70\text{m}^3/\text{s}$ の何とかを最近の施設では 60 何 m^3/s で、異常湧水のときには $50\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになるというふうなときも、その細かい数字が実は問題であるんじゃないかと、じゃ、細かい数字でなければどれぐらいのものが許せるのかということ。許せる範囲内のものが、施設で一体どれぐらいの規模になっているのかということも本音としては聞きたいですね、皆さん。そんなぐらいじゃ、我慢したら入っちゃうのかどうかとか。

だから、今言われたのも、 $50\text{m}^3/\text{s}$ の重みが、 $47\text{m}^3/\text{s}$ なら施設もなしでクリアできるんだったら、 $3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい辛抱しようねという話だってあり得るかもしれないので、その辺の数の端数の重みみたいなものも少し説明できるようにしておかないといけませんね。

ほか、いかがでしょうか。

岡山委員 似たようなことなんですけれども、先日ふれあい懇談会に出たときもそういう質問があって、そのときは農業用水だった。いつも出るのが農業か工業ですよ。今回、例えば 16 ページにあるのは工業用水で、これについてはもう何か、これから先、例えば 20 年後に、こんなに工業用水が増えるわけないだろうとおっしゃる方は当然いるわけです。同じく農業用水も、同じように毎回毎回多くの方がそういうことをおっしゃっていて、だから、あらゆることで、そのトレンドを引っ張ったりとか、あるいは科学的な根拠に基づいて流量を決めてくるんですけれども、その計画値というものは、今おっしゃったのを聞いてみると、科学的根拠とか歴史的背景いろいろあるんですが、結局、この河川管理者としては一番安全なところに置きたい。

だから、もしそれをもうちょっと下げておいた計画になってしまったとき、それで、もしどこかでひどく我慢をさせなくちゃいけない状況ができるだけ生じないような一番安全なところに、常にマックスのところであらゆるポイントを置いているので、だから、計画の目的流量、とにかくすべてすごく大きいなという感覚があるんです。

それは、計画って多分そういうものだと思っている者としては納得できるんですが、多分これを見た方々は、この右肩上がりには理解ができないというか、これは非常に反発であ

り、争点になってしまうのはやむを得ないと思うんです。

だから、そのトレンドは不明なだけで、BAU だけで言えないのはわかってはいるんだけど、一番安全なところで、こういう経緯で決まっていますという。あるいは、先ほどおっしゃったように経験値というのが説得しやすいと思うんです。ずっと河川を見ってきました。その経験の中でここが一番安全だと思いましたということの方が、むしろ「ああ、なるほど」というふうに理解できたんですけれども。

辻本委員長 そうですね。計画値というのが、今日寄藤委員がおられないんだけど、都市用水に関する予測の話も前回出ましたし、今ここでは、環境維持流量にかかわる予測値についても、その値のあいまいさみたいなものが指摘される。そのあいまいなものが、ある程度どこかで位置づけられる。この場合フルプランで、水資源計画としてある程度位置づけられる。

それから、国土計画とか、国土利用計画もやられているんですけれども、施策を打ったら農地は減るかもしれないけれども、やっぱり今までのトレンドからすると、そこまでは減らないだろうという形で目標値を決めたりして法定計画を立てている中で、そっち側について、なかなか河川側だけで、工業用水の方はこれからブレーキをかけるのでというふうな施策とその効果というのは打てないし、一般的には、多分この地域でこれからは減っていくんだろうと思うけれども、いまだになおかつ中部の経済にかかわる人は、これからは、景気も回復したことだし、まだまだ更地もあることだしというふうな形になるでしょうし、そこらの兼ね合いからすると、トレンドみたいなところが落ちつく先で、そういうふうなものが目標になっている、目標値として設定されている。

その中で、施設とか、あるいは合理化という努力の中で、どんなふうにやっていく中で、異常渇水をどうとらえて、その異常渇水を緩和するこの導水路計画というものの必要性をどう見るかということになっている。

その辺の目標値は認めるならば、どれぐらいの幅で認めるならばということがあるんですけど、そういう視点でどこに問題があるか。先ほど言ったように、中部だけがどうして突出するのかということに対する説明は前から求めていますけれども、治水に対しても、スーパー堤防というような形で超過洪水対応をとっているのは、こういう 3 大都市圏だし、通常の計画を超える対応をとる可能性はなきにしもあらず。

それから、どこでも起こることなだけで、温暖化の中で、今の危機はさらに高まるだろうという予測も、正確でないけれどもあるし、トレンドも見てとれるというような

ところが、今説明材料として挙がっているんだけど、一つ一つのデータの細かさで詰められないところ、それから、詰められないけれども説得しなければいけないところ、そういうものがあるかと思います。

こういうふうな位置づけにきていると思うんですけども、あと何かポイント。じゃ、平野委員。

平野委員 ちょっとお聞きしますんですが、今フルプランということで16ページにございまして、将来的には需要が上がるという。このフルプラン、国土庁ですか、今は合併しましたけれども、国土交通省と。国土庁の方で、10年ちょっと前に木曽三川のフルプランを発表されましたね。それと、今ここで計画しようとするのとどう違ってきたのかということですね。

先ほど来、ここで見ておりますと、あの当時、木曽三川で1年間に賄える湛水といいますが、水は154億 m^3 だということでした。それで、その中で計算してやってあるのか。それから、雨量が少なくて、今このような代替用水というような形で出さなきゃいけないのか。それとも、水利権を木曽川へあまり張りつけ過ぎたんと違うのかな。それもございませし、その辺のところ、ちょっと私にはわかりませんが、10年以上たったので、また情勢も変わってきたということ。

私が1つだけ思うのは、三重県でも亀山にシャープ等が進出しました。あそこは100年地下水を取っても水は枯れないということで、相当この木曽川用水等のところへは参入をされませんでしたけれども、最近になったら水が足りないということなので、これも10年ばかり前ですね。100年地下水で賄えるので、うちはそこへは入りませんよとっておったのが、すぐにあのような工場が進出して水が足りないというようなことなんで、それは先のことを言いますとわかりませんが、木曽川の50 m^3/s でも、ただ、ここは流域で、河川のことばかりの論議で、伊勢湾は抱えていますね。伊勢湾の浄化ということも含めて論議をしていただかないと、やっぱり森があって、川があって、海があるということで、今日にこのような豊富な水が山から流れ落ちるのも、明治の改修のときにヨハネス・デ・レーケさんがこの地へみえて、私が聞いている限りでは、山を見たら山に木がなかったと。だから、これは保水用に、まず木を植えることから始まって、いろんな分流の指導をしていただいて今日があるということなんで。ただ、川のは川だけ、山は山、海は海やと、これではちょっと論議はいかなもんかなと、そんなようなことを思いますが、いかがでしょう。

辻本委員長 ありがとうございます。これは、この大規模事業もそういう。

平野委員 10年前に国土庁でフルプランを公表されましたが、10年、もうちょっと前で
すかな、あれ。

辻本委員長 何年でしたかね。

平野委員 今、水のことを論議するんなら、そのときの資料からどう変わったか。

辻本委員長 1つは、それですね。それから、最後の流域の話はどういうふうに。

平野委員 いやいや、もう聞いておいていただければよろしいです。そのようなことも
あるんで。

辻本委員長 それは聞き置いていただいて。

まず、フルプランとの関連は。フルプランを受けて、現在の水需要計画をどう見ている
のか。

事務局（笹森） フルプランの経緯ですけれども、昭和43年に当初のフルプランが策定
されまして、その後、昭和48年、それから平成5年、それから今回の平成16年というこ
とで、水需給バランスの。

辻本委員長 平成16年ね。

事務局（笹森） 今回の最新のは平成16年で、今先生のおっしゃられた1つ前というの
が平成5年に変更しております。

そのとき、目標年を平成12年ということで、たしか平成元年ぐらいをベースに将来予測
しておりまして、その時点ではまだ、今回17ページに過去の推移も若干載せておりますが、
やはりまだまだ非常に需要の伸びが激しいときのデータをベースに将来をトレンドで予測
していたということもありまして、予測値としては、非常に大きな予測値になっておりま
した。

今回は、その後、需要が大分落ちついてきたということも踏まえて、需要予測値をかな
り、今の実績に合わせるように少なくなっています。

辻本委員長 平成16年のフルプランよりもということですか。

事務局（笹森） 平成16年のフルプランの方が、非常に将来需要量としては小さい値に
なっていると。

辻本委員長 5年に比べて。

事務局（笹森） 平成5年に比べてです。

辻本委員長 それで、今回は16年をベースに計画している。だから、平成16年のフル

プランが計画値になっていると。下がった後の、10年前のものとは違うと。

事務局（笹森） 一方、供給の方も、先ほどの少雨化というのが最近はっきりしてきたということで、それを供給能力ということで計画に盛り込んだのが、今回初めて行われたということでございます。

辻本委員長 そうですね。供給の方は近年の、すなわち、大分前に立てたときの水文量はなくて、最近の水文量で修正して、現在の供給量は推計しているということですね。それがあの真ん中の棒グラフですね。異常渇水というのが、都市用水については右方の、これはフルプランの都市用水ですね。

事務局（笹森） はい。

辻本委員長 需要だけでなく、需要はフルプランで見直して、供給については今回見直したということですか。フルプランのときに。

事務局（笹森） いや、水需給バランスは全部フルプランで行っておりますので。

辻本委員長 だから、供給の方もフルプランのとおりだと。今回は異常渇水対応。都市用水でいえば 50m³/s 対応。

何度も言いましたけれども、異常渇水の対応、通常の計画を超える渇水に対する対応をする。その後、それを使って運用の仕方はいろいろあるし、運用するとうまくいきますねというふうな話はありませんけれども、運用はまた事業がきちっと、事業計画として、運用も含めて、事業計画、運用計画ということになっていくんでしょうけれども、事業計画の中では運用も考えないと。

ただ、今そういう施設を整備計画の中で位置づけるかどうかについては、そういう渇水に対する備えとして、そういう運用がとれるような装置をつくる。それから、この地域の脆弱性から位置づける必要がある。それから、計画値に対しては、目標値に対しては、寄藤委員、本日関口委員から、その値がいろんな理解の仕方がある。きちっと決まったものでなくて、変動といたしますか、あやふやなところもあるし、法定計画としての意味合いもあるし、歴史的な経緯もあるということをしっかり認識してもらって、少し考えなきゃいけないのは、じゃ、どれぐらいの値の幅があるのかということは少し認識して、なおかつ位置づける、施設が位置づけられねばならないということをもう少し説明が必要だということですかね。

ほかの視点で、この大規模事業について議論しておかなきゃいけないこと。

藤田委員 質問なんですけれども、いつも地下水のくみ上げで、地盤沈下もなんですけ

れども、そもそも野放図に取ったら、どこまで沈下するようなことに見込まれているのだろうかということなんですね、厳しいところで。従来のトレンドでいけば、どんどんいってしまって、それこそ 10m ぐらい沈下してしまうだろうということも見られるんですけども、最終的にどこまで、もし野放図に取ってしまった場合どうなっているのかなというあたり何か試算された例はありますか。いや、判断する場合の根拠になり得るかなと思うんですけども。だから、ちょっとでもやりたくないということであればですね。カリフォルニアのデルタ地帯なんかは野放図に水を取って、沈下が 10m とか 20m だという話は聞いたりもするんですけども。

ですから、どうなのかなと思ってですね。本当にほうっておくと、それでなくても、過重がかかれば沈下をしていくわけですので、大事にしていかなと思うんですね、地下水を支えていくということはですね。先ほど亀山では 100 年とっても大丈夫だって、本当かなって、何でそんな話が出てきたのかなと思うんですけども。

いや、ちょっとそれだけ何かあったら教えてもらえたらなと思って興味があったんです。

辻本委員長 条件の設定がなかなか難しいと思うんですけども、名大の浅岡教授が計算されたものがありますね。2000 何十年には、さらにマイナス 2m とかね。それが、しかも広域化するというふうな絵を出してられましたけれども、ちょっとどんな条件を想定されて。

藤田委員 一応そういうふうな、わかりました。そこがちょっと気になったんです。

辻本委員長 大規模について、今その前に観点を言いました。どんな観点で必要性の、どんな中身、運用とかはともかくとして、整備計画として、こういう装置が中部では整備計画、30 年の間に位置づけるべきものかどうかということについて、整備計画では位置づける。基本方針でも位置づけられているんですけども、整備計画で位置づけるということは、30 年までの優先事項だと。30 年というのが優先かどうか。30 年って長いタームなんだけれども、その 30 年の中にこの事業を考えていく。

寺本委員 意見書の中にも、これは利水に関するものですね、主に。それで、一方には治水があって、治水というものがこれによって圧迫されるんじゃないかと。後回しになるおそれがあるんじゃないかという意見が出てたと思うんですけども、治水、利水どちらも重要だと思うんですが、バランスとか、そういった心配がないのかどうかということ。

辻本委員長 整備計画は、30 年の間にこんなメニュー、あんなメニューと、いろいろ書くわけですね。書くとき、何でもそれは全部書き込んで全部やれば、それにこしたことは

ない。その中で、整備計画にはある程度できる力の中で事業というのは張りつけていく。そうすると、大規模事業が、今この事業と丸山ダム、新丸山ダムという形で入ってくる。これに圧迫されて、ほかのところの事業が、ほかの目的の事業が支障を受けるかといったら、受けないはずの全体のバランスをとっているはずだと私は思っていたんですけども、すなわち、その中で目標設定した。

すなわち、一番最初に整備計画の議論をしたときに、治水の目標は、揖斐川ではこれ、長良川ではこれ、木曽川ではこれ。それに対するメニューを出した。利水では、これが目標で、それに対してはこういう事業があります。それから、環境ではこういうふうなものが目標になります。事業をどこまで達成するか目標を決めましたね。この目標を決めているときに、ある程度事業規模みたいなものを考えて立てたはずですね。ということは、大事業が入ったからといって、ほかの目標が達成できないということはないはずなんですけれども、やはり大事業が表に出てくると、ほかの事業が進捗がおくれるというようなことを心配される向きがあるのは当然のことだと思いますので、その辺に関してこれはどなたに聞けばよろしいですか。

基本的には目標を決めたときに、この目標は達成するとやっています。だから、揖斐川なら揖斐川での治水安全度をどこまで上昇させるというのは、この大規模事業と同じように目標になっていますから、そここのところに差はないはずなんです。

寺本委員 それは30年間ですから、こちらが優先されて、そちらがおくれていくんじゃないかという、多分心配があるんじゃないですか。

辻本委員長 その次は30年の中での優先順位という話はどうされるんでしょうということ。この辺はどなたが。

1つお答えすると、整備計画の中で達成目標というのは決めて、その中で大規模事業が入ったからといって達成されないわけじゃない。ただ、優先順位はどうなるのという話については、じゃ、今寺本委員から質問が出ましたけれども、この整備計画の優先順位という議論はどうしますか。

事務局（浅野） まず、全体の投資規模の話ですが、今のところ私どもで実現可能な計画をつくらなきゃいけないということで、現在の投資規模で30年間いくと、このぐらいのレベルであればいけるだろうという投資規模をまず決めています。

今回の治水と利水の投資規模を現在の目標、今まで流域委員会の中で御議論いただいた目標でいけば、その投資規模でいけるだろうというもくろみは一応持っております。です

から、30年間でやる規模としては妥当な線で作ってあるということですね。

辻本委員長 その後、優先性。30年間の中をさらに10年といった話。

事務局（浅野） それは一応ダム事業の方と、それから通常の河川改修事業を分けて考えておまして、これも同じように30年の投資規模でどこまでいけるのかという話をやっています。大体妥当な線として、毎年このぐらいの投資規模だったら物理的に改修できていくだろうという線でずっとトレンドを追っていますが、実際の投資は、毎年毎年の改修の状況だとか、それから、災害なんかがあると、やっぱりそちらの方に集中投資しなきゃいけないということで、そこら辺を踏まえて実際の投資は変わっていくという前提ですが、とりあえず現段階では、今の物理的に投資できる河川改修事業を継続してやっていくという感じで整理しております。

辻本委員長 特に大規模事業同士ならバッティングするけれども、大規模事業をやりながら河川改修事業を進めていくということは、何ら問題が。

事務局（浅野） 一応別々に考えて。

辻本委員長 別々だと。大規模事業同士ならバッティングする場合はありますね。

事務局（浅野） それはそれぞれのダムの優先度というのも、また考えていかなきゃいけない。

辻本委員長 ということで、よろしいでしょうか。

寺本委員 全く別枠みたいに考えていいんでしょうか。

事務局（浅野） 別枠というかですね、今投資規模として、ダム事業にこれぐらい投資している、河川改修にこれぐらい投資しているという考え方でやっています。

寺本委員 例えば、大規模事業をやめて、より治水をスピードアップするということが可能ではあるんですか。

事務局（浅野） 一応将来的にどうしても、先ほど言ったように災害とか起こって、緊急対策しなきゃいけないときには、また毎年の予算の中で考えていくということ。

寺本委員 やっぱりどっちを重き置くかというのはなかなか難しいということですか。利水、環境、治水と3つあって、何を優先すべきかというか。

関口委員 ぶっちゃけた話で言うと、導水路に投資する金を、もしやめたら、それを全部整備側に、そういうことはあり得ないでしょうから。

辻本委員長 そうですね。その話もしておかないといかんですね。その大規模事業がなかったら、その金がそのまま河川改修費にそっくり回せるかというたら、そういうわけで

もありませんという話ですね。

事務局（浅野） そこまでいくと、ちょっと。全国的な予算の中で、どこが優先されるか、どこのダム事業を優先されるかという中で提示されると思いますので。一応この中部については、中部の今まで投資規模で考えていくしかないかと思います。

辻本委員長 河川整備計画では、最初どういうところまで議論するかという中で、段階的にどれから効果を上げていくかまで議論したいという話も一時あったんですけども、今言われたように、災害復旧が入ったり、大規模事業がどこでつくかとか、いろいろさまざまな要因があるので、なかなか進捗状況までコントロールするというのは非常に難しくなってしまうんですけども、流域委員会から 1 つの願いとしては、目標に対してできるだけスピードに差がそんなに出ないようにというのは、1 つの流域としての考え方もかもしれないというのは、意見としてはやっぱり進めていく中で、こういうせっかく整備計画をつくったんだったら、それはできるだけそういう気になっているようなところは努力していただくというふうなことは、クレームつけるということはあると思いますね。

だから、今おっしゃっていただいたようなことは、やはり流域全体の中で、皆さんそれぞれ治水が大事と思っている方もおられるし、利水が大事だと思っておられる方、それぞれ違う種類の方々に、違うソサエティーとして当然あるわけで、あるいは地域も違うし、そういうところができるだけ地元と説得とか、説明しながらやっていくというようなことは大事なことだというようなことも、整備計画を進める中で特記事項になるかもしれませんね。

寺本委員 なかなか将来の予算のことをどうついてくるかなんていうことは言いにくいことだと思うんですけども、現状としては、多分利水の部分を削ったからといって、治水が中部に 2 倍ついてくるとか、そういうことはないということじゃないかなとは思いますが、

結局、中部に今利水面で大規模な投資を国はしてくれようとしている、このチャンスですよ。利水にしてはチャンスだから、これは採用して、もちろん治水に手を抜くということは、シェアが固定しているというのは悪いことではあるとしても、治水のシェアというのは守られると考えてもいいのかなというふうに思っています。

辻本委員長 ありがとうございます。

藤田委員 例の河川法 16 条 2 で、河川整備計画に書かれている文言の中に、たしか歴史的にとか、いろんな経緯で非常に水害で苦しんでいるところについては特に配慮しなさい

という項目をたしか書かれていたと思いますし、そういったあたりをしっかりと大事にして、目標を定めたレベルに対して非常に厳しいといえますか、低いレベルのあるところは、やっぱり早くやるということが前提だと思うんですけども。

辻本委員長 そうですね。目標自身はある程度そういう治水安全度の、全体的に見ながら治水目標を立てて、なおかつ治水メニューもそういうふうに張りつけて皆さんにお示しされているわけで、あと少し、もし治水メニューの中で、整備計画の中で位置づけが弱いところとか、そういうのはチェックする必要があるかもしれませんね。

関口委員 1つ質問があるんですけども、整備計画の目標を決めましたよね。大規模事業のこれも絡むんですけども、これは多分平成27年ごろ完成予定ということだと思うんですけども、目標はそれでいいと思うんです。目標が達成する前の途中のプロセスでは、ここに書いてあるように、ソフトでいろんなこと対応しますと書いてあるんですけども、むしろ渇水とか洪水のものを考えちゃうと、その目標が達成される前にいろいろ起こったときのことを考えちゃうと、先ほど僕が言ったように、もっと根本のところを詰めて実際どうするのか、どういうことがあり得るのかというメニューとか、そういうこともここで議論すべきなんじゃないかなという不安がちょっとあるんですけど。

どの程度までいけばいいか僕も全然わからないですけども、確かに目標はこうやってきれいに書ける。それで予算の範囲で、30年内でこうやるとする。だけど、それが完成するまでの間、例えば先ほどの洪水の問題とか、いろいろな問題があったときに、それは緊急に対応するしかないんですけども、それでも緊急対応するといっても、どういうふうに緊急対応するとか、そういうふうなメニューとか、そういうことをどこまで議論すべきか僕もわからないんですけども、そういうことをやっぱりちらっと書かれていても、目標を達成するまでには何かしましょう。それは文言は書いているのだけど、果たしてその程度いいのかなという心配がちょっとあるんですけど。

辻本委員長 現実には行政として洪水に対する安全度を確保するためのものとか、それはいろんな仕掛けをそれぞれやられていると思いますし、それから、利水に関しては、もう既にダム同士の連携とか、水系同士の連携とかも始まっていますので、そういうオペレーションの話は別々にやっておられる。ただし、整備計画を立てた後、整備計画の進捗とともに、そういうもので本当に補完されているかどうかというものを、個別のものでなくて、全体的にやはりどこかで見るということは大事なこともかもしれないという御意見だと思います。

関口委員 僕がそれを言うのは、例えば大規模導水でもそうだけれども、こういうふう
に湧水が来た、こういう対応ほかないから、こうしますよというときに、当然その議論す
るときに、現状把握ということで当然やっているはずですね。そうすると、その原因把握
のときに使ったデータをもとにすれば、どうすればいいんだろう。だから、逆に言うと、
今のいろいろなやることの裏づけのためのデータはみんなあるはずなので、それをもとに
そういう議論は割と、容易とは言いませんけれども、新たに一から、ゼロから始めるわけ
ではなくて、かなり有利な立場にあるんじゃないかと思うので、そういう議論をできると
思うんです。

辻本委員長 だから、そういうフォローアップ体制みたいなことも書き込めればいいで
すね。

それぞれ多分、その後、事業が起これば、問題が起こった時点で、あるいはチェックす
るために専門的な委員会なんかはやられているんだけど、やはりこういう広い分野の
人が同時に目を通すということが、ひょっとしたら必要かもしれないですね。

ありがとうございます。じゃ、その辺のフォローアップみたいなのが少し書き込め
ればいいんじゃないかということをお願いしたいと思います。

今の話は大体、ひょっとしたら本文の話になってきたんですけども、ちょっと時間が
込んできましたので、休憩なしにやりましょうね。もうやらないと。

それで、今までの議論の中で、特出しで議論してきました新丸山ダム。これはあまり意
見が出ませんでしたけれども、これは治水上の緊急の課題だし、既に事業にも着手されて
いる。それから、木曾川水系連絡導水路についても、どんなふうにつくっていくか、オペ
レーションするかについては、非常に重要な議論が要るし、現実目標値に対してどんな
オペレーションの中で最適なものがあるかというふうな話については、十分な議論が必要
だというふうな中で、必要性については認識された。整備計画の中でやっていく事業とし
て、しっかり事業計画というものもつくっていただきたいというふうな気がします。

それでは、事業計画という段階で、また、いろんな環境の問題との話あるいは住民合意
の話、さまざまなものが出てくる大規模事業というのは、そういう性質のもので、
心して整備計画に、その周辺状況を整理して書き込まれるといいんじゃないかと思
います。

それじゃ、休憩時間ということになっているんですけども、休憩時間は 10 時 55 分
になっているので、とんでもない話で、意見聴取の話を少し。どんなところに問題点
が、住民の認識はどんなところが問題点だとされているのか。あるいは行政上の問題
点はどんな

ところにあるのかというところをできるだけ抽出した形で説明いただけたらと思います。

事務局（高野） 意見聴取の取り組みにつきましての御報告をさせていただきたいと思
います。

資料の方は、4 - 1 から 4 - 4 まで設けさせていただいておりますが、御案内のとおり、ふ
れあい懇談会、つい先日、第 4 回目の懇談会を開かせていただきました。細かい説明は省
略させていただきますが、このたび第 4 回ということで、今まで特に議論があった点につ
きまして、個々に私どもの整理の考え方、また、今後の取り組みの考え方を御説明させ
ていただき、若干の意見交換をさせていただきました。それが資料 4 - 1 でございます。

1 枚お開きいただきますと、大体こういう項目ということで、右下のページ、3 ござい
ますが、このような項目につきまして特にピックアップして、今までいただいた意見に対
する我々の考え方を御説明させていただき、最後の懇談をさせていただいたと、このよ
うな流れを対応したところでございます。

また、すみません、大分飛ばしますが、資料 4 - 2 では、今回、第 4 回で、さらにまたこ
んな意見をいただいたということ載せさせていただいております。これらにつきましては、
これがお手元の方に置かれているかと思いますが、住民の皆様からいただいた御意見に対
する考え方ということで、かなり分厚い資料になりますが、個々にどのような御意見をど
のような場でいただき、我々の考え方、対応方針はこうであるというコメントを付したも
のをまとめてございます。

これはインターネットにも掲示し、どなたにも見ていただけるように、行政機関の窓口
等々にも置かせていただいたという対応を今進めてございます。

さらに、すみません、また飛びますが、資料 4 - 3 では、行政からいただいた意見の対応
について、前回までの分と今回のさらに追加でいただいた分につきまして載せてござい
ます。

右下のページ、2 ページになりますが、今回でも、一番上に長良川の遊水地等の整備につ
いての御意見等があります。特にこれらの中で、長良川の遊水地が規模としても非常に大
きな規模であり、今回の整備計画の中でも重要な施策でございます。これについての意見
がまだいろいろ交わされている状況がございますので、それらの意見の提出状況、あるい
は我々のそれへの対応状況、また、今後の進め方等につきまして、御紹介をさせていた
だきたいと思ます。

それにつきまして、資料 4 を用いて、あと、画面を用いて御説明させていただきます。

すみません、最初のページだけ資料 4 - 4 に入っておりませんが、若干思い出していただく意味でつけさせていただきます。今画面をごらんいただきますと、左側に、ちょうど左下が、岐阜の市街地が左下の切れたあたりにございますが、それから上流部、現在は県が管理しております長良川の沿川におきまして、特にこの塗りつぶしてございますのが、平成 16 年 10 月の台風 23 号で大規模な浸水が発生してございます。そのときに、右上にございますが、見にくくて恐縮です、岐阜市街地の長良川におきまして、一部で計画高水位を超える洪水が流れてございます。ただ、岐阜市街地部では特に大きな被害ございませんでした。

この状況のおさらいになります、本年 4 月の委員会におけます現地視察の中で、関市の小瀬という地区に皆様足を運んでいただいて、現地をごらんいただきました。また、長良川の沿川に農地が広がり、また、一部堤防が締め切られてないような地区があるところがございますが、こういう地区が、まさにこの 16 年では大きな浸水が発生したということがございます。

結果的に申し上げますと、実はこういう地区の浸水によって、岐阜市内の大きな浸水被害が免れたという評価ができると、こういうような構図が長良川にはございます。

そういった中で、現地をごらんいただいたときにも、右下の写真でいくと、一番写真の上の方になりますけれども、東海環状自動車道の工事の槌音が響き渡ってございました。

当地域におきましては、御案内のとおり、東海北陸自動車道の西側部分にあたる東海環状自動車道、通称、西回りと言っておりますが、この整備が現在これから本格化しようという時期を迎えてございます。ちょうど東海環状自動車道との交点のあたりが、今申し上げた浸水をした長良川沿川の地域でございますが、まさに今後、この東海環状自動車道の整備と歩調を合わせる形で、地域のいろいろな開発の動きが出てきているといったような地域でございます。

そういった中で、我々、今後の治水対策の中で、これから御説明させていただきます遊水地の計画検討を進めてまいっているところでございます。

資料の方は、恐縮でございますが、一番最初の 1 ページの資料と同じものでございます。

本日、策定手続が終了いたしました河川整備基本方針の中では、長良川の治水対策におきまして、100 年に 1 度の洪水を対象にした安全度を確保するという観点で取り組みを進めると。その中で、流域内の洪水調節施設により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節するという記述がございます。これにつきましては、長良川上流の県で今整備しておりますダムで、内数として $200\text{m}^3/\text{s}$

を予定されております。これから申し上げる遊水地において 400m³/s の洪水調整を行うという計画が基本方針で盛り込まれている内容でございます。

それでは右側の方、整備計画の現在の整理状況を載せてございますが、まず治水における課題ということで、右上になりますけれども、特に先ほど申し上げました道路整備等のインパクトが発生する中で、本来指定区間の霞堤部等において有していた遊水機能による洪水調節機能、これを将来的にも確保するための早急かつ計画的な対処が急がれるという現状認識を述べさせていただいております。

そのような状況を踏まえて、その下の欄になりますけれども、具体の治水対策の中で、遊水地等の整備によりまして、整備計画では、対象としております戦後最大規模の洪水に対して約 200m³/s の流量低減を見込む遊水地等を整備するというところでございまして、ここでの遊水地整備の位置づけを載せさせていただいているところでございます。

そういった中で、先ほど来の行政からの御意見あるいはふれあい懇談会での市民の皆様からの御意見をちょうだいいたしております。特に行政からの意見の中では、遊水地の具体的な計画をどうするのか、あるいは規模をどうするのかといった点がまだ明確になっておらない。さらには、整備の順序をどうするのかといったことまで明らかにする必要があるのでないかということが意見として出されてございます。

また、ふれあい懇談会の市民からの意見の中では、特にこの地域、先ほど申し上げたような地域が水害の常襲地帯であることから、逆に市民の立場からすると、地域の治水対策を横に置かれて、遊水地化だけが先行するといったことに対する不満的な声、あるいは不安的な声があるということもでございます。また、具体の遊水地計画を早く地域に示していただいて、地域のいろいろな行為に反映できるようにしたらどうかといったような御意見もございました。

このうち、特に我々として、考え方の合意を行政間でもしなければいけないと考えておりますのは、特に計画の具体化をする、あるいは整備の順序をどうするかといった点の議論についてでございます。

遊水地の整備につきましては、通常の遊水地の我々の事業事例を勘案いたしましても、10年あるいは20年、さらにはそれを超えるような長期の期間を要するプロジェクトとなります。そういった意味では、先ほど申し上げたようないろいろな開発インパクトが高まっている地域で、当面何ら動きをしないということは、非常に従来から長良川では大規模ダムの適地がない、あるいは河道の回復が困難だということで、安全度の向上策が非常に限

られているといった中で、この遊水機能という安全度確保の手段を、場合によると、未来にわたって、我々失ってしまう可能性があるのではないかということで、できるだけ早目に、この動きというのは地域と一緒に盛り上げていきたい、対応していきたいというふうに考えております。

そういった意味で、今の時点では、あくまでこれからの 30 年の計画ではございますが、現時点で規定できる内容ということで整理を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

結果として、今回このプロジェクトが整備計画に位置づけができますれば、遊水地と、これに合わせた地域の治水対策、それらの検討をより具体的に進めさせていただくということが可能となると考えております。

そういった中で、地域あるいは行政間のさらに掘り下げた検討なり調整を進めていくという考えでございます。

そういった意味で、整備計画の今の検討案の中では、必要とする機能ということで、先ほど申し上げました 200m³/s の洪水調節機能を明示させていただきまして、今後の検討の中で事業の具体化を進め、必要に応じて、今後の話ではございますが、整備計画の既定内容のさらに具体化といった観点からの見直しを行うことも必要となるのかなと、このように考えている次第でございます。

それでは、現時点で遊水地等の整備につきまして、どのような考えで望んでいるのかというところを、少し追加で説明させていただきます。

左側に検討対象範囲というのを示してございます。これは先ほど申し上げました岐阜市街地よりも上流の部分から、表示してございます 3 市にわたる長良川の沿川地域、まさに平成 16 年ではかなり浸水が発生した地域でございますが、これらの地域において、200m³/s の洪水調節を行う遊水地の整備を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

これらの中で、それでは具体的にどういう形で治水対策を進めるのかということでございますが、整備計画の中では、実は右上のようなコンセプトを載せてございます。

地域の振興に資するよといった観点、あるいは関係機関との調整、協議といった観点、さらに、当該地域の浸水対策も検討といった観点、そういったことを踏まえて、より詳細な事項については今後の検討で決定していこうと述べてございますが、こういった中で、大規模なこういうプロジェクトについての手順をどう考えていくのかということでの我々の考えている整備パターンでございます。

上から、県で現在進めております 200m³/s カット機能のダム、さらに、地域が持っている遊水機能で、今現在でも、実は大きな洪水が出ますと 200m³/s 程度の、結果としての遊水機能の効果がこの地域にはございます。それを組み込んでいくという観点。さらに、下流河道の拡幅をするといった取り組み。これらで戦後最大規模の洪水への対応を 30 年後には完結させるという考え方でございます。

その中で、遊水地の整備にかかわる点でございますが、先ほど申し上げましたように、今現在でもあふれますと、この地域では約 200m³/s 程度の、結果としての遊水効果、洪水地調節の効果が下流に果たされます。この機能につきましては、遊水地の整備を行うまでの間に損なってしまいますと、下流で安全度向上の対策を幾ら講じても、この部分でまたそれが打ち消されてしまうということで、当面の間、これを保全しながら、今の遊水地の整備の取り組みというものの熟度を高めていこうというように考えます。

その中で、地域からも、実は先ほど来の話の中でも、開発の動きあるいは地域の皆様の安全度を向上をしてほしいといった動きということで、堤防の締め切りを求める声というのがかなりございます。それを締め切ってしまうと、今まで持っておった遊水機能が失われていくことにつながるわけでございまして、その堤防の締め切りという行為と遊水地の整備という行為、これをうまくバランスを持って進めていくことによって、当該地域の持っている遊水機能を将来にわたって確保していくといったような今後の時間軸に沿った流れをあわせて対応していきたいと考えているところでございます。

なお、この遊水地の整備におきましては、可能な範囲で今の地形が持つ遊水機能を残していくという取り組みは当然でございますが、まだまだ安全度の低い、なかなか安全度向上策、手段が少ない当該長良川におきましては、努力の方向としては今後とも進めていきたいというふうに考えておりますことと、もう 1 つは、基本方針で 400m³/s の洪水調節を遊水地で期待していきたいと考えております。

そういった意味では、できるだけ現在の地形を生かしながら、将来、場合によっては、その地形の中でさらに地形を改変することによって、水をためる量をさらに確保できるような可能性を残すといった観点の取り組みもあわせてしていきたいと考えているところでございます。

最後に触れた点の取り組みの関連でございます。最後のページをお願いしたいと思います。

遊水地の整備におきましては、大きく 2 つの方式があるのかなと考えています。現状の

河川で堤防がない低いところから水があふれている。それを、真ん中のところでいきますと、周囲を堤防で囲って、池と宅地の部分を分離していく。まさに農地の部分は、ある頻度では水につかる、宅地は安全に守られるといったような遊水地化ということをしていきたい。そのときに、遊水地においては、川と池になる部分、あるときに水が入る部分との間に越流堤という若干低い堤防をつくります。この高さを調節することによって、農地の部分でも従来よりは安全性が高まる。しかし、大きな洪水が出たときには、下流に影響がないように水をためることが可能になる。こういう方式を 1 つの方式として考えていきたいと思います。

もう 1 つの方式としては、なかなか用地が、土地の面積が確保できない場合には、今の池の中をさらに掘り下げることによって、面積は小規模になりますけれども、同様な洪水のための機能を確保していくといった方式も考えられようかと思っています。

どちらにしましても、今後の地域の土地利用のあり方を検討する地域の動きとあわせて、我々の対策も連携して進めさせていただきたい。このような形で引き続き地域との取り組みを進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

辻本委員長 ありがとうございます。

整備計画の骨子とか案について、この流域委員会で議論する中で、大規模事業については本日まで議論してきたわけですが、その他については目標、あるいはそれへのアプローチ、それぞれ骨子として、この委員会で了解いただいたり、今の件についても了解いただいたり、あるいは本文を直していただいたりしてきました。一方、住民の意見を聞かれる機会、あるいは行政の意見を聞かれる機会を設けられてやってこられました。多くの住民の意見に対してそれぞれ事務所が責任を持って対応するという最初からの取り決めで、1つ1つ答えられてきたし、あるいは資料-4-1にある程度統一的に答えられるものについては、こういう冊子でまとまった考え方を説明されてきました。

その中でも、本日議論した問題については、地域あるいは考え方によって意見に差があるところの調整が必要なところもありました。特に、その中で問題となってきたのが、遊水地というのは我々も最初に見せていただいて、いろんな考え方があるということでした。地域住民にとっては、今すぐにも堤防を締め切って守ってほしいし、それを直接訴えかけられる地方公共団体としては、そういう側面をサポートしたいしという話が多分あるでしょう。基本方針で治水レベルをある程度想定して、下流のことも考えて、その他の

もろもろの事情、岐阜市内の長良川の河道状況、その他上流のダムの適地、その辺を考えた中での案というものはなかなか厳しいものがあって、こういうところで問題点が起こってきました。

もう一方、先ほどもこの地域の将来的な発展という中で、東海環状ができると、この流域のところでかなり大きな地域の都市的利用、あるいは工場の利用、経済的利用といえますか、そういうものが進みそうだという状況も見えてきた中で、いわゆる遊水地計画を本当に位置づけていく必要が出てきた。その中で対立も見えている。これについて本日、事務局の考え方を説明いただきました。

このことについて、流域委員会委員の考え方を三宅委員からお願いします。

三宅委員 遊水地が整備されるということを具体的に示していただいて大変私はうれしく思います。というのは、たしか第 1 回のときに、私はポルダーというつもりで間違えてダムと言ってしまったんです。本当はこの遊水地のことだったのですけれども、そういうのをつくらなきゃいけないのではないかという意見を出しますと、ダムと言ったものだから総スキャンを食ってしまったのですが、覚えていらっしゃると思います。私は、このことが言いたかったのです。

それで、歴史を振り返ってみても、先人の知恵はこの遊水地を非常に重要視してきているわけです。民間の言葉で言いますと、「洪水にちょっとお休みいただいて」という言葉を使っています。つまり、遊水地でちょっとお休みいただくと、そういう先人の知恵がある。それだけの効果があるということで、下流の人たちは大分助かるのではないかとということで、このポルダー、つまり遊水地をつくってほしいということで、これは 30 年後にはこうなっているのではなしに、地元の方との交渉が大変でしょうけれども、なるべくつくるように努力していただきたいと今思いながら、私は、喜んでこの案を聞いておりました。

重網委員 この前、中尊寺の近くの北上川の有名な遊水地（岩手県）を見てきました。それとは直接関係ありませんけれども、最上流に内ヶ谷ダムの予定地がありますが、そこも行きました。先ほど三宅委員がおっしゃったように、ここは非常に遊水地として作り方が難しいが、非常に期待されるところです。

その 1 つは、東海環状道路がすぐ近くを通りまして、関市は東海環状と東海北陸の結節点になっているわけです。将来ここはかなり工業が集積いたしますから、私の考えは皆さん方と違うかもわかりませんが、この周りは全部工業団地になってしまうと思います。今

日も審議されている徳山の導水路、この導水路からそんなに遠くないのです。その水の使い方とか、いろんな意味でおもしろいという語弊がありますがけれども、将来性があるところではないかと思います。

ここの長良川はまた直轄ではないですね。今は岐阜県がやっていると思いますけれども、その関係は一体どうなるのか、ちょっとお答え願います。

辻本委員長 考えられているところを事務局から。

事務局（高野） まず、地域との関係をどうするか、実は自治体の市長さん等とお話しさせていただきますと、東海環状に対する期待というのはものすごく強くて、これを契機に地域としてもいろんな動きをしなければいけないということで、我々のこういうプロジェクトを考えているのであれば、地域開発とうまく調和できる、地域開発にも逆に言えばメリットがあることであるのか。私は例えを申し上げたのは、我々は池ですから、若干の土を動かします。その土をいろんな造成工事等に役立てるという連係プレーが幾つかありますからということも含めて、これからいろいろ御相談しましょうという議論がございました。どちらにしても、そういう視点で我々は取り組んでいきたいと思います。

もう1つ、管理区間との関係でございますが、御案内のとおり、これは県の管理区間でございます。事業主体、管理区間をどうするかという議論は、費用負担の割合の変化等もございまして、体制の問題もございまして、これについては、どちらにしても水系、1つの川の流れとして、県と一緒に今も河川の管理整備に対応しております。今後とも連携しながら今の枠組みをすぐにどうするかというところまでは、事業の具体化と連携する話かと思いますが、あわせてその議論をしていきたいと思っております。

辻本委員長 事業が動き出すと、後半の問題は多分非常に重要な問題になってくると思います。

前半の問題は、地域振興と一緒に事業としてやっていく。前回、大野委員でしたか、昔は工場を建てたり、地域開発したら、治水と利水はついて回ってくると、必ず後始末してくれる、水は配ってくれるし、治水で助けてくれるのだけれども、もはやそういう時代ではないということは、経済活動をされている方も認識されてきた。そうすると、今がチャンスで、そういう地域発展と水資源の問題と治水の問題をリンクする格好の舞台になるということで、今皆さんの意見を聞いていると、積極的にそういう方向で進めていただきたいというのが、多分流域委員会の今意見が出た中では、そういう形だと思います。大野委員の意見も紹介してそう言ったのですけれども、ほかに何か、それと相反する考え方もあ

るでしょうし、いかがでしょうか。

それで、地域の中では現実に利害にかかわっているのです、あるいはこれまでのやり方からすると、当然道路ができて発展してということに期待されている中で規制をかけることには反対の方もおられるだろう、そこをどうやりとりしながらということがキーになるでしょう。

多くの住民からの意見に対して事務所は丁寧に個別に回答されて、それを受け入れる形でやってこられておりますけれども、ここは見事に対立しているところです。整備計画は今の方向で地域開発にもつながるような、地域発展にもつながるような工夫をしながら遊水地という、その辺事務所の考え方も同じようですので、流域委員会としては、その方向をしっかりと整備計画に書いていただいて、対立が残っている点だけでも、しっかりとその方向で進めていただきたい。

藤田委員 行政からの意見ということで、200m³/sではなく、できるだけ小さくしてほしいというのは、基本的に遊水地はダムと違って湛水深が非常に小さいと、同じ流量をカットするためには広大な面積が要るから、少しでもこの流量を減らしてもらえると、その面積が助かると。あるところは今まで堤防で締めたらいけないとある意味言われていて、使えない土地の状態であった場所です。その当時だと先ほど出たように、道路に代表されるような基盤整備もされていなかったの、そういうことがあるのですけれども、こういうふうになってくると、広大な平地の使いやすい土地が、そういった開発に使えないというのは、地域にとっては非常にマイナス面でもありますし、その効果が効くのは明らかに下流側になってくるというあたり、我々としては、それをしっかり認識した上で結論を出していくのが大事ではないかと思います。

辻本委員長 その結論というのは。

藤田委員 その位置づけをどうしていくかということですね。

辻本委員長 だから、治水効果としては下流に大きな効果を与える。それから、その河川整備の仕方としては、地域振興につながるような方策を考えながら、地域の合意を得ながらやるという方向性。

藤田委員 そうですね。平地は今まで使えなかったのですけれども、堤防をちゃんと締めてもらったら使える土地にもなる場所でもあるわけです。ですから、それは全体的なことを考えると、なかなかある意味許されないことになってくる部分もあるわけです。

それと、先ほどの浸水図で見られたように、このあたりはどちらかというと、谷底、平

地的な状態になっている、あるいは段丘的な状態になっていて、16年のときは浸水位が高かったので、段丘の上のあたりでも結構浸水しているようなところがあって、そういったところに、どこで、どうやったら一番効かすことができるのかという、現実に床上浸水対策事業もやられていますし、だけど、ポケットとしては、先ほども言ったように、遊水地はかなり広い面積が必要であるということになったときに、実際具体的に計画を立てると、非常に難しい面は否めないのではないかとということです。

一方で、ダムだとほうっておいても水が集まってくれるので、ある意味コントロールが非常にしやすいのですけれども、遊水地という言葉は非常に言葉として、先ほど三宅委員がおっしゃったように、非常に優しいイメージがありますが、実際に効果的に生かそうとすると、水理的にもかなり難しいところもあるということもあって、実際に位置づけて本当に担保できる効果を出せるかというところが、書く以上は詰めていっていただかないといけないところだと思います。

辻本委員長　そういうアドバイスをもらいながら、例えば、代替案が別のダムをつくるとか、河道の問題でというところが全部ある程度はふさがってきた中での遊水地案ですので、この遊水地案がうまく機能しないといけないということは、ほかの案よりもそういう意味では厳しいわけです。ほかに選択肢がない中で、この遊水地で何とかしないといけない。これだけの面積の中で何とかしないといけない、それをうまく成功させるかどうかは、1つは水理的な効果の問題をどうクリアするかと、もう1つは地域の了解というか、地域の振興とどう複合させるかということだということで、これはポジティブに整備計画の方で書いていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

そういうことで、住民の意見あるいは地方公共団体、行政組織との意見聴取については、事務所の方の役割であったわけですが、対立の出たところについては、流域委員会からも意見を述べるべきだということで、努力されたそれぞれの対応、あるいは統一された回答というのは非常に敬意を表しますということとともに、対立点については、流域委員会としては、こう判断するということを今日は議論いたしました。

時間がほとんどないのですけれども、本文については、どんなふうにしましょうか。あと本文についての話が残っています。

事務局（山口）　若干会場は延長できますので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

本文につきましては、前回から随時見直し、見直しをしてきているものですから、主に

各委員の先生方からの意見を踏まえた上で、こういうふうに表示していますという点を絞って簡単に御紹介させていただけたらと思います。

辻本委員長 そうですね。予定によると、原案が次回の流域委員会に提示されて、その原案に対する意見を述べる。それまでの修正ですけれども、原案の間までにどうしても流域委員会の見識として修正しておきたいということで今まで意見をもらっていました。本日もその時間をとりたいと思ったのですけれども、わずかな時間ですが、前回以降直った意見とかで変わっている点を踏まえて少し説明していただいて、もし時間があれば意見をいただいて、意見があっても時間がなければ、書面等でいただくという形で原案に反映させていただくということにしましょう。

何度も言いますが、意見を述べていただいて、それを事務局が判断していただいて原案としてまとめていただく。原案としてまとめたものを次回もう 1 回議論するというので、本日これこれの意見をまとめて、ここを修正してくださいということはやりませんので、本日終わった後も意見としては事務局の方に提出していただいて、次回の原案の仕上がりを待つという形になります。

では、説明をお願いします。

事務局（鈴木） それでは、第 8 回からの各委員の皆様からの御意見を踏まえまして修正した箇所だけを説明させていただきます。お手元に前回の御意見に対する考え方ということで配付させていただいておりますけれども、ざっとページを追って説明させていただきます。2 冊原案があると思いますが、見え消し修正版の方をお願いします。

辻本委員長 下に赤の文字が入っているものですね。

事務局（鈴木） まず、流域の河川の概要の項目立てを工夫してほしいということで、藤田委員と岡山委員から出まして、そこにつきましては、目次の第 1 章第 1 節で流域の河川の概要と取り組みの沿革ということで、タイトルの追加をさせていただいております。それと同様に 1 - 1 でタイトルに取り組みの沿革というものを追加させていただいております。

続きまして重網委員から、今後、この地域はどのように推移していくのが不十分であるということで、1 - 2 ページの中段に「将来推計人口云々」ということで、「愛知県においては概ね横ばい傾向と予測されている」というあたりの記述を追加させていただいております。

それから辻本委員長から、木曾川水系は流域を越えて水利用されており、湯水の影響が

大きいと考えられるということで、1 - 22 ページの第 2 項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題、こちらに記述しているということでお願いしたいと思いません。

それから岡山委員から、流木、伐開木と草木類はバイオなごみでありということで、もう少し踏み込んだ計画になるように希望するということがございまして、1 - 27 ページと 3 - 35 ページに記述しております。1 - 27 ページには、上段部分で「なお、刈り取られた草等については、さらなる有効活用が求められている」ということを記述追加しております。3 - 35 ページには、中段のあたりに「また、環境負荷低減の観点から、さらなる環境負荷の低減に努めていく」ということで記述を追加させていただいております。

それから寄藤委員から、新しい課題において、ニューオーリンズの災害を例に示しているけれども、記載しなくてもよいのではないかとということで、こちらは記載を削除させていただきました。

辻本委員長から、新しい課題の項目に温暖化などの地球規模環境変化に関する事項を日本学術会議の答申から引用してはどうかということで、1 - 29 ページの上段に「治水面では、日本学術会議の答申」ということで、記述を追加させていただいております。

続きまして岡山委員から、治水、利水では、数値目標で整理されているが、環境にはそれがないので、数値目標の記載を検討してほしいという御意見がございまして、河川環境の数値目標を掲げるのは困難と考えておりますけれども、1 - 29 ページの後段に記述させていただいております。

辻本委員長から、異常渇水については地域特性上、特殊な流域であるために対応することが必要であるという書き込みが必要ということで、2 - 1 ページの中段に「治水面・利水面」から 13 行目あたりの「危機管理対策を講じていく設定をする」ということで記述をさせていただいております。

寺本委員から、渇水対策については中部圏の重要性、脆弱性から全国に先駆けて異常渇水対策が必要であるという位置づけが必要という御意見をいただきまして、2 - 1 ページで設定をさせていただいております。

また辻本委員長から、渇水時も良好な環境を維持するための最低限の流量を確保する目的からも必要であるということで、こちらにつきましては変更、修正はないのですけれども、2 - 8 ページの上段の河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標に記載をさせていると考えております。

同様に辻本委員長から、リスク管理におきまして輪中堤、二線堤を河川管理施設とすることを含めという長良川の対応が削除をされているが、再度確認してほしいということで、3 - 21 ページの被害を最小化するための取り組みということで、上段の 5 行目あたりに「特に、長良川については」から 8 行目の「関係機関と調整しつつ保全を図る」ということで記述させていただいております。

続きまして岡山委員から、維持管理については、治水、利水、環境と多岐にわたることから、記述についてはもっとわかりやすく整理してほしいということで、3 - 35 ページの上段 3 行目から、ちょっと長いのですが、「という目的に応じた管理」ということから記述をさせていただいております。

岡山委員から、徳山ダムの発電や流木などの川の資源をエネルギー化していく観点は重要であるということで、3 - 35 ページの中段に「また、環境負荷低減の観点から、伐開樹木、流木」ということから「さらなる環境負荷の低減に努めていく」ということで記述を追加させていただいております。

続きまして藤田委員から、考え方や地域性という観点から特徴をあらわすネーデルランドという言葉は考え方の説明を追加していただきたいということで、3 - 45 ページの上段にございますけれども、ネーデルランド協議会の組織構成等の記述を追加させていただいております。

各委員の皆様からの意見につきましての反映は以上でございますけれども、事務局サイドとして、若干修正というか追加をさせていただきます。まず、目次に戻っていただいて申しわけないのですが、目次の ページに附図という項目がありますが、こちらに附図としまして治水、環境、維持管理ということであります。その後に水系図がついていませんでしたので、木曽川水系図という項目をつけさせていただいております。それにつきましては、この原案の一番最後に、木曽川水系図というものがございまして、こちらでは導水路のルートとか、先ほど説明がございました遊水地のゾーン、それから機構も含めましたダム施設等、あるいは直轄管理区間の明示をしております。そういった水系図をつけさせていただいております。

先ほどの導水路の議論の中でフォローアップ体制を書き込む必要があるのではないかと、という御意見がございましたけれども、そちらにつきましては、3 - 1 ページの河川整備の実施に関する事項に記述していると理解しております。そちらの方でよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、3 - 22 ページから 23 ページにかけて、第 2 項の 1 河川水の適正な利用の (1) の既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化と、次の 3 - 23 ページの下の (2) 水利用の合理化とありますけれども、同じ言葉を使っております。これは目的が異なるために、別々に記載しております。そういったことからそれぞれの目的を明示したということでございます。

次の 3 - 24 ページの上段に、導水路による緊急時の補給は、計画上一部は長良川を經由して木曽川に導水することにしておりますけれども、根尾川や長良川下流部への補給の要望もあることから、状況に応じた対応ができるように明記をしております。

3 - 32 ページ下段の 4 水質の改善、(1) 支川の対策でございますけれども、桑原川や境川等具体の支川名を明記していますが、浄化対象支川を限定しているわけではございませんので、他の支川などで汚濁負荷量の大きいものにつきましては、積極的に対応していきたいと考えておりますので、こちらも本文の方に反映していきたいと考えております。

それから、3 - 46 ページでございますけれども、先ほど導水路の方で議論があつて説明したと思いますが、そのあたりの記述を少し追加したいと考えておまして、どういう言葉かといいますと、新規の利水の導水については、基本的に地方に導水することになるけれども、導水先の河川環境に悪影響を及ぼすことが想定される場合にまで導水する必要はなく、そのような場合には、導水を中断する旨のことを明記したいと考えております。

以上でございます。

辻本委員長 どうもありがとうございました。

重網委員 一般の人が読むと、こんな難しい見出しでは読まないですよ。本文はいいんだけれども、見出しはもっと易しく、漢字の羅列ばかりで、拠点だとか整備だとかそんな言葉ばかり出てくると、一般の人は読みづらいですよ。時間がないだろうけど、もっと早く言わなくちゃいけなかったと思うのだけれども、難しい言葉が多過ぎるのですよ。

事務局(細見) 行政計画ですので、どうしてもそういった形になってしまいますので、一般の方には、わかりやすい形で別途資料をつくりまして、そして、一生懸命 PR して御意見を伺うという形にしていきます。

重網委員 新しいのが出ればいいのですけれども、このままだと読んでもわからないですよ。読む気がしないもの。

辻本委員長 最後には出るのだけれども、説明していく中でどういうふうにしますか。しょうがないかな。説明の中でということかな。

事務局（細見） 本文はいずれにしてもこういった形にならざるを得ないのですが、普通、意見を伺っていくときに、簡単なパンフレットの形がわかっていただけるような形の小冊子みたいなものを別途用意して、そして御意見を出しやすい形で工夫していきたいと考えています。

辻本委員長 原案が固まって、その後、いろいろ御意見を伺う中では、原案のわかりやすい版をつくるということですね。整備計画ができれば、整備計画の普及版も当然つくるということだそうですね。

事務局（鈴木） 事務局ですけれども、1点修正をよろしいでしょうか。先ほど岡山委員の数値目標に関する御意見がございまして、1-29ページという話をしてしまったのですが、それを修正します。その前の1-25ページから26ページにかけまして、それぞれ水質基準と数値として記述をさせていただいているということで修正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

辻本委員長 関連してよろしいでしょうか。よろしいですか。

私、前説明を受けておもしろいところがあったので、3-23ページに水利用の合理化というのがありますが、この水利用の合理化は、大抵のところでは、農業用水が歴史的に水を先取りしていて受益面積とかが変わっている中で合理化をしますという記述だったのですが、その中に「取水制限流量による制約がない既得用水」という形で、都市用水も一部入れて給水人口とか工場等々のものも含めて書きました。木曽川水系においては、名古屋市のことだというふうなことであります。そういう農業用水だけの問題ではなくて、この木曽川流域では、いろんなところで先取りの話とか、あるいは地域の利害の合わないところとか、先ほどの遊水地の話も上下流問題とかさまざまな問題があります。木曽川水系では、下流の人と上流の人との行き来はちゃんとありますかと言ったときの上下流も下流から見たときに、木曽川に沿って東の方まで行く上流もあれば、揖斐川に沿って西の方へ上がっていくルートもあって、なかなか単純に上下流問題とも言えない難しさがあります。

それで、小尻委員から、全般の整備計画に対してこの流域の目指すところ、流域としてどんなものが望ましいとしてこの整備計画を描いたのかという質問がございました。ある流域では、流域は運命共同体だとか、それを認識しやすい流域があります。小さな流域だと、流域の仲間は皆仲間なんだという形で我慢し合いながら、その流域の整備計画を書いているところもあります。いろんな合意をとりながら苦労されて、場合によっては地域からつくられた河川整備計画もありますけれども、いろいろふれあい懇談会、あるいは意見

書もいただいたし、それから、流域委員会の中でもいろいろ意見の異なるところもありました。それぞれの関係者ということになりますと、それぞれの意見を述べられています。これから合意を得て、本来、将来の姿としては、この流域のあるべき姿というものを描くべきですけれども、なかなかそういうものが一朝一夕にでき上がらない流域だという気がいたしました。

数回前、河川部長がおっしゃったように、「互惠互利」というものをこの流域では、昔からやってきたんだとは言いながら、必ずしも流域合意でやってきたわけでもないし、何らかの力が働いてやってきたところもあるでしょう。名古屋に城があったから強引に「互惠互利」が果たされたところもあったんだけど、歴史的に見て、まあまあ公平性が確保されるような状況になって皆さんが栄えてきたんだというふうなことを意味しているのかと思いました。

流域委員会の性格としては重みがあるのですけれども、我々、ふれあい懇談会とかの意見も見せてもらって、意見の合わないところは、先ほどの遊水地の問題もそうでしたが、ある程度トップダウンに流域全体にできるだけ「恵」が行くように、あるいは「利」が行くようにということを考えてつくられるような流域だったのかという気がします。確かに流域全体で望ましい姿というものが、ボトムアップではなかなか見えなかった流域だけでも、皆さんと議論していった原案の段階で、どちらかといえば、若干押しつけがましいところもあるかもしれないけれども、歴史的にそういうふうなものでうまくやれてきた流域なんじゃないかということで、どうも納得して議論してきたようなところもあったかもしれません。

そういう形で次回原案がまとめられます。もちろん、ここで皆さん方は宗旨替えしてもらって、また原案のところの問題点があればおっしゃっていただいて結構ですけれども、こういう形で原案というものに突き進んでいただくということで次回を待ちたい。本日の議論はこの辺で。

岡山委員 次回までに多分文言が直ると思うので、気になったのが3-7ページですが、に遊水地等の整備というコーナーがあります。まさしく今御説明いただいたことがここにあるのだと思うのですが、恐らくは県の管轄区間であることで、その予定地の位置すらこれから検討になっているのです。しかし、予定地は春に見学させていただいたところですね。それ以外のところで、逆に新規で確保となると多分難しいと思います。ふれあい懇談会でも出た意見の一番最後のものも、本当にそのとおりだと思うのですが、むしろここ

はまだ予定地と決まったわけでもありませんと言って逃げているよりも、予定がありますと明記しておいて、ただし書きで「ただし、県の管轄なので今後は県及び住民との対話によって計画」というようなことにして、でも、予定地というのは、むしろ国はこうしたいのだということを明記された方が後々のためにはいいのではないかというのが1点だけ。

一番最後に地図があって、そこに実は「予定地」と書いてあるのですから、それも連動させた方がいいと思います。

辻本委員長 ありがとうございます。

遊水地のところは、本日の意見交換を含めて踏み込んで、先ほど言いました地域振興とか、あるいは地域と議論しながらとか、背景的なことも含めて少し書き込んでいただくということになるのでしょうか。今日議論していただいたということは、多分3-7ページの書き方も少し変わってくるというふうなことだと思います。変わってなければ、原案に対して意見を言っていたかという形になるかと思います。

なお、次回までの間にいつでも、ぎりぎりでも結構だと思うのですが、文言とかその辺、あるいは先ほど小尻委員からの意見として紹介しましたがけれども、もう少し木曾川水系らしさとか、あるいは木曾川水系から発信するものとか、そういうものの含め方というところでお知恵がありましたら事務局に言っていたら、原案を期待したいと思います。

時間が大分超過したのですけれども、その他がありましたね。

事務局（浅野） 今後の予定です。

辻本委員長 資料-6、今後の予定をお願いします。

事務局（浅野） 今後の予定ですが、資料-6ということです。

先生方には、以前から調整させていただいていた11月28日ということで、今日からですと非常に短いのですが、この日にさせていただきたいと思います。

先ほどから何度もお話が出たように、原案ということで最初の「ふれあい懇談会」なり、「木曾川水系識者から勉強する会」というところから始めて2年弱やってきたわけですが、それを一たん整理させていただいて原案という形で次回お示しします。

フロー図で見ますと、今までステージ、ステージとやってきて、特に木曾川水系については、ステージという正式の手続に入る前の段階で幅広くやりたいということでやってきたわけです。そういうのを踏まえまして、今回、正式の法定手続に入っていくために一たん今までの議論を整理させていただいて原案を出したいということで、次回、原案

を出してまた議論いただきたいと考えております。

原案を出してからの進め方もございますので、次回、その後の話も含めてまた議論していただきたいと思います。予定はそのようです。

辻本委員長 その他はありますか。

この予定ですが、今説明があったように、次回から新たなステージになります。今までの議論を総括して原案をつくっていただいて、それを次回示していただきます。最初の予定どおり 28 日にやりたい、急ぎ過ぎではないかという意見もあったのですが、ここまで来たら皆さんが必死になって考えれば、時間を 1 カ月延ばしたところで散漫になるだけで、しょうがないから皆さんお忙しい中、この木曾川の整備計画のことを考えていただくということで、集中的にやるということにしました。28 日にお願いしますということです。

原案が出た時点で 1 つのスタート、まずければ、そこから先動かないよということも極端に言えばあるぐらいの別の話なんだというふうにしてください。ここまで急ぎましたけれども、原案が出てからゆっくりやっていただこうが、何しようが結構ですので、またしっかり流域委員会としてはサポートしてやっていただきたいと思います。

ほかはよろしいですね。こういうスケジュールでやらせていただきますので。

4. 閉会

事務局（浅野） 今日長時間どうもありがとうございました。

事務局の事務ミスもありまして時間が超過しました。大変申しわけありませんでした。次回、進め方も含めまして原案を出すということで、これまでの総整理をもう 1 回したいと思います。

それでは、第 9 回木曾川水系流域委員会をこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

[了]